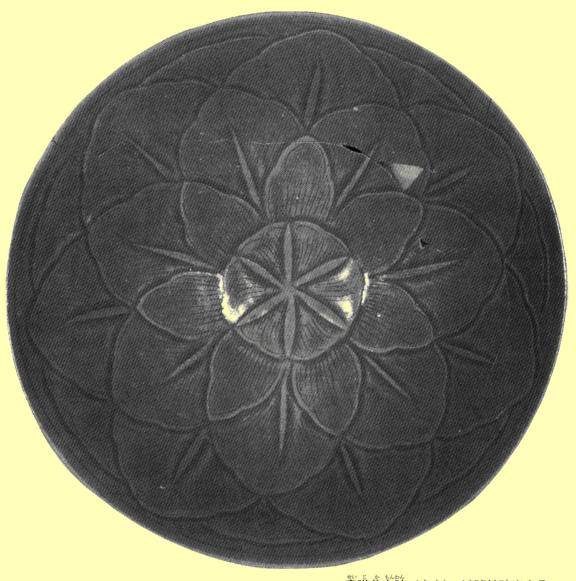
福岡県公民館大会



青磁花文碗 (実大) 鴻臚館跡出土品。

〈表紙出土品の鴻臚館について〉

鴻臚館

鴻臚館とは、古代中国で外国との交渉を司どる「大鴻臚」や「鴻臚寺」に由来する唐風の呼称で、平安時代の初期に平安京、難波、筑紫の3か所に設けられた客館でした。筑紫の大宰(府)鴻臚館は、奈良時代以前には筑紫館と呼ばれていたもので、唐や新羅の使節、遣唐使や遣新羅使などを接待・宿泊させる施設であると同時に貿易の窓口でもあり、古代の日本で最も先進的な国際交流の拠点でした。

第36回

福岡県公民館大会

主 催

福岡県公民館連合会福岡県教育委員会福岡市教育委員会

目 次

第36回福岡県公民館大会に寄せて	1
第36回福岡県公民館大会開催要項	2
昭和63年度公民館優良役職員表彰一覧	6
昭和63年度優良公民館表彰一覧	2
分科会事例発表要旨2	,]
参 考 資 料	57
1 「福岡県における公民館の実態とその考察」―これからの公民館の姿を求めて―	ñ
(公民館福岡――第69号――) 抜すい	
2 福岡県公民館関係年表(昭和20年~46年)	
3 福岡県公民館の歩み	

第36回 福岡県公民館大会に寄せて



福岡県公民館連合会会長 鑓 水 速 太

本日ここに、県内各地から関係者多数の参加のもと、第36回福岡県公民館大会がこのように盛大に開催できますことは、ひとえに関係者各位の御尽力の賜であり、深く感謝申し上げます。

さて、私達をとりまく社会状況は、高齢化、情報化、国際化がますます進み、住民一人ひとりが生涯にわたって、充実した生活がおくれるような行政サービスがもとめられています。

国においては、先の臨時教育審議会の最終答申や閣議決定した教育改革推進大綱を踏まえて、生涯学習局を文部省内に設置するなど生涯学習体系へ向けての積極的対応が図られています。

一方、福岡県教育委員会では、「福岡県生涯教育推進会議」の一施策として本年度 も行政間における連携事業のあり方をもとめて、10月と2月に「福岡県生涯教育推 進公開セミナー」が計画されています。

このような、生涯学習への取り組みが着々と進行するなか福岡県公民館連合会といたしましても、本年度から公民館職員のための研修事業の充実をはじめ、情報提供、生涯学習推進のための公民館モデル事業研究委嘱等を新たな事業として計画し、公民館職員の資質の向上や情報提供に力をいれる覚悟であります。

また、公民館には、従来の地域住民への学習機会や場の提供の拡充とともに新たに住民の求めに応じた学習情報センターとしての機能と学習内容や方法の相談に応じられる相談センターとしての機能が今、強くもとめられています。34回大会から「生涯教育を推進する公民館の役割、機能を考える」というテーマを掲げてきましたが、このテーマは、時代の変化に対応した公民館のこれからの方向として私たち公民館関係者が真剣に考えなければならない重要な課題だといえます。今や、公民館は、単なる社会教育施設でなく住民のための生涯学習センターとしての機能を併せもつ必要が出てきています。そのためにも、本大会における皆様方の、活発な討議を期待しております。

おわりに、本大会の開催を快くお引受けいただいた地元福岡市の関係者の皆様に 心から感謝の意を表しまして、ごあいさつといたします。

第36回 福岡県公民館大会開催要項

1 趣 旨

今日、高齢化・国際化・情報化など著しい社会状況の変化の中で、個性豊かな文化の創造と 住民相互の連帯を基盤とした活力ある地域社会づくりが緊急の課題となっている。

このような時代の要請に対応するため、社会教育の中心施設である公民館が、人々の生涯に わたる自発的な学習要求に応えるための拠点として、また明るく住みよい地域づくりのための 拠点として果たす役割は極めて大きい。

そこで、県下の公民館関係者が一堂に会して、日頃の実践を交流し、当面する諸問題の解決 に向けて討議を深めるとともに、生涯教育を推進する公民館活動のあり方について究明し、地 域における生涯教育の充実、振興を図る。

2 大会テーマ

「生涯学習社会の形成をめざす公民館のあり方を考える」

3 主 催

福岡県公民館連合会、福岡県教育委員会、福岡市教育委員会

4 後 援

福岡県、福岡市、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県市町村教育委員会連絡協議会、福岡県社会教育委員連絡協議会、福岡県視聴覚教育協会、福岡県青少年問題協議会、福岡県PTA連合会、福岡市PTA協議会、福岡県郡市婦人会連絡協議会、福岡市地域婦人会連絡協議会、福岡県青年団協議会、福岡県子ども会連合会、福岡県明るい選挙推進協議会、福岡県貯蓄推進委員会

- **5** 期 日 昭和63年7月27日(水)
- **6 会 場** 福岡県立福岡勤労青年少年文化センター(主会場) ほか

7 参 加 者 約1,000名

公民館利用者、自治(町内)公民館関係者、社会教育委員、公民館運営審議会委員、行政関係者、公民館職員

8 日 程

9:15~10:00 受 付

10:00~10:45 大 会 式 典

開 会 の こ と ば 福岡県公民館連合会副会長

主催者あいさつ 福岡県公民館連合会会長

福岡県教育委員会教育長

福岡市教育委員会教育長

来 賓 祝 辞 福岡県知事

福岡県議会議長

福岡市長

表 彰 式

日 程 説 明

10:45~12:00 記 念 講 演

演題「生涯学習社会における公民館の役割」

講師 文部省生涯学習局社会教育官 福留 強 氏

12:00~13:15 昼食•移動

13:15~15:45 分 科 会

15:45 閉 会

分科会場

会場一覧

3 福岡勤労青少年文化センター 小ホール 4 福岡市立西市民センター ホール 5 福岡市立西市民センター 視聴覚室 6 福岡市立早良市民センター 視聴覚室			
2 福岡市立西市民センター 第1・第2会計 3 福岡勤労青少年文化センター 小ホール 4 福岡市立西市民センター ホール 5 福岡市立西市民センター 視聴覚室 6 福岡市立早良市民センター 視聴覚室	分科会	施設	名
3 福岡勤労青少年文化センター 小ホール 4 福岡市立西市民センター ホール 5 福岡市立西市民センター 視聴覚室 6 福岡市立早良市民センター 視聴覚室	1	福岡市立早良市民センター	ホール
4福岡市立西市民センターホール5福岡市立西市民センター視聴覚室6福岡市立早良市民センター視聴覚室	2	福岡市立西市民センター	第1・第2会議室
5福岡市立西市民センター視聴覚室6福岡市立早良市民センター視聴覚室	3	福岡勤労青少年文化センター	小ホール
6 福岡市立早良市民センター 視聴覚室	4	福岡市立西市民センター	ホール
	5	福岡市立西市民センター	視聴覚室
7 福岡市立早良市民センター 第1・第2会記	6	福岡市立早良市民センター	視聴覚室
	7	福岡市立早良市民センター	第1・第2会議室

全体会場

福岡県立福岡勤労青少年文化センター ホール

9 分科会の構成

分科会		討	議	0	テ	r <u>y</u> -	7
	学習機	きまり きゅうしゅう きゅうしゅう きゅうしゅう はいしゅう はいしゅう はいしゅう はいしゅう はいしゅう はいしゅう はいしゅう はいしゅう はいしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう はいしゅう はいしゅう はいしゅう はいしゅう はいしゅう しゅうしゅう はいれる しゅうしゅう しゅう	の拠点とし	ての公民館	のあり方	を考える	
1	0	学習機会	会拡充のた	めの学級・	講座のあ	り方につい	って
	0	学習者(Dニーズに)	応える学習	内容・方	法の開発に	こついて
	学習情	青報提供	・学習相談の	の拠点とし	ての公民	館のありた	方を考える
2	0	住民のコ	ニーズに応	える学習情	報の収集	•提供とネ	ットワークづく
	0	りについ	って ニーズに応	きる学羽杆		救備につい	
		上八〇二		人の子自作	は火体山小	が 正	
	学習活	5動を結ぶ	ぶ拠点とし	ての公民館	のあり方	を考える	
3	0	地域の等	学習グルー	プ・団体等	の育成援	助と連携引	蛍化について
	0	地域の等	学習活動を	結ぶ連絡調	整機能の	あり方につ	ついて
	ت ا	L 二ティ河	舌動を推進	する拠点と	しての公	:民館のあり	り方を考える
4	0	地域づく	くりのための	のボランテ	ィアリー	・ダーの養原	
	0	コミュニ	ニティづくり) のための	学習計画の	の立案と実	践活動について
	同和勢	対育を推進	進する公民	館のあり方	を考える		2 2
5	0	同和教育	育推進のた	めの学習活	動のあり	方について	7
5	0	同和教育	育推進のた	めの啓発活	動のあり	方について	C
6	市部	学習	・交流の場	としての自	治公民館	のあり方々	を考える
		O 15	主民自治意	識を高める	ための学	習活動ので	あり方について
		0 %	舌力ある地	域づくりを	めざす実	経践活動の a	あり方について
7	郡部						
							18)

助言者	司 会 者	事例発表者	記録者	会場責任者
県教育庁指導第二 部社会教育課 社会教育主事 小野 敏弘	福岡市教育委員会社会教育主事 森川 実	福岡市 高木公民館長 野上 淳次	福岡市 弥永公民館主事 若松 寿一	福岡市筑紫丘公民 館長 山村 謙一 福岡市立南市民センター館長 中山 敦之
県立社会教育総合 センター次長 古賀 雉里	県教育庁 南筑後教育事務所 主任社会教育主事 渋田 光男	立花町中央公民館長	福岡市 八田公民館主事 宮崎 一夫	福岡市多々良公民 館長 池見 裕道 福岡市立東市民センター指導係長 山田 舜造
県教育庁指導第二 部社会教育課 社会教育主事 野見山寿雄	県教育庁 北九州教育事務所 主任社会教育主事 重富 大	北九州市 湯川公民館長 梶永 慶一	福岡市 那珂南公民館主事 柴田 覚	福岡市東月隈公民 館長 川口 猛 福岡市立博多市民 センター館長 古西 憲輔
大牟田市教育委員 会次長 西村 覚	県教育庁 京築教育事務所 社会教育課長 百留 隆男	前前原町怡土公民館主事 大神 泉	福岡市当仁公民館 主事 鳥井 幸子 福岡市小笹公民館 主事 吉田 利枝	福岡市草ヶ江公民 館長 鬼木 勝郎 福岡市立中央市民 センター館長 八頭司好孝
県教育庁指導第二 部同和教育課指導 主事 樗木 武洋	福岡市教育委員会社会教育主事 武藤 正忠	福岡市 下山門公民館長 古賀 三男	福岡市 今津公民館主事 三好 律子	福岡市西陵公民館 長 田中 繁 福岡市立西市民センター指導係長 柴田 康雄
元福岡市教育委員 会主席社会教育主 事 後藤 久	県教育庁 北筑後教育事務所 主任社会教育主事 内藤新志郎	小郡市大保公民館長	福岡市 別府公民館主事 三木 利子	福岡市鳥飼公民館 長 野々下一幸 福岡市立城南市民 センター館長 大神 弘隆
純真女子短期大学 助教授	県教育庁 筑豊教育事務所 社会教育係長	嘉穂町小野谷区分 館長	福岡市早良公民館主事	福岡市有田公民館 長 柴田 広吉 福岡市立早良市民
高倉 豊	仲 久幸	桑野 皓	板倉 初枝	センター指導係長 永富 新二

昭和63年度 公民館優良役職員表彰一覧

公民館の役職員として、地域の公民館活動の 振興に顕著な功績があったもの。

· 公立公民館職員

勤続 10年以上

自治(町内)公民館長・主事

勤続 5年以上

公民館運営審議会委員

勤続 5年以上



池見裕道

福岡市東区

多々良公民館長

- 1. 人権尊重の精神を基盤にすえた公民館運営に努め、差別のない地域づくりに尽力した。
- 2. 各種団体、機関と連携し青少年の健全育成に努めた。



北九州市小倉北区

小倉東公民館事務吏員

- 1. 青少年グループの育成と指導者の養成に努めた。
- 2. 老人大学 (院) の開設に尽力した。



水早義晴

福岡市中央区

赤坂公民館長

- 1.62年度公民館改築にあたっては、住民の要望を反映した館づくりに尽力した。
- 2. グループ・サークルの育成に積極的に努めている。



ほん だ ひろし **本 田 博**

北九州市戸畑区

戸畑中央公民館長

- 1. 同和学習、人権学習を通じて、同和地区住民の文化及び学習意欲の向上に努めた。
- 2. 青少年教育においては、指導者の手引き書を作成する等積極的に取り組んでいる。



ng い いわお **亀 井 巌**

福岡市南区

鶴田公民館主事

- 1. 住民各層を対象とした調査を実施する等、 住民の学習要求に応える事業の運営にあたっ ている。
- 2.校区人権尊重推進協議会の結成に尽力した。



大神寿 ヴゅーいち

福岡市城南区

堤公民館長

1. 地域の体育関係団体、スポーツグループ等の育成に努め、特に軽スポーツの普及に大きな役割を果たした。



武 田 竹 次

直方市

直方市中央公民館長

1. 公民館事業の企画・運営には熱意をもって取り組み、先駆的役割を果たした。

2. 市公民館連絡協議会の役員として、地域に根ざした公民館活動に努めた。



まっ もと ゆたか **松 本 優**

福岡市早良区

西新公民館長

- 1. 各種学級を開設し、明るい地域づくりに貢献した。
- 2. 各種グループ・サークルの育成に尽力し、地域文化の向上、発展に項献した。



草場政実

甘木市

馬田公民館長

- 1. 公民館建設に尽力し、地域の社会教育の振興に寄与した。
- 2. スポーツ少年団の振興・青少年非行防止補 導活動の推進に努めた。



なか むら とも はる 中 村 朝 春

久留米市

久留米市中央公民館 公民館主事

1.11年間の長きにわたり、中央公民館事業に従事し、市民の教養文化に関する学級・講座の開設ならびに自主グループの育成に尽力した。



なか やま っるぉ

豊前市

合河公民館 運営審議会委員

- 1. 永年にわたり、公民館運営審議会委員として、施設設備の整備・充実に項献した。
- 2. 各種団体の育成と指導に尽力した。



C Us のぼる 小島 昇

八女市

八女市中央公民館長

- 1. 八女ふるさとまつり実行委員長として、市民の融和の推進に積極的に取り組んだ。
- 2. 中国語講座を開設し、市民の国際意識の高揚に努めた。



た なか みのる 田 中 實

前原町

長糸公民館長

- 1. 子ども会の校区組織(校子連)の確立に尽力した。
- 2. 校区運動広場設置運動、小学校開校百年祭の実施等、区民が一体となった活動を推進した。



なか やま けん じ **中 山 健 児**

筑紫野市

山口地区公民館長

- 1. 公民館を中心としたコミュニティ活動を推進し、地区のまちづくりに多大な貢献をした。
- 2. 地区の歴史を掘り起こし、住民にふるさと意識の醸成を図った。



いり え 十ヨ子

立花町

立花町中央公民館運営審議会委員

1. 公運審として、特に婦人の立場から、婦人 教育には積極的に取り組み、「婦人の地位向上」 を目ざして尽力した。



なが きゃ とし のぶ 長 澤 利 信

志免町

志免町中央公民館 公民館主事

- 1. 自治公民館活動の活性化に積極的に取り組んだ。
- 2. 高齢者学級、婦人学級、公民館講座の開設に努め、その充実・発展を図った。



^{むら かみ} きょし **村 上 清**

糸 田 町

糸田町中央公民館 公民館係長

- 1. 集まろう・学ぼう・結び合おうをテーマに、住民の学習要求にもとづく講座の開設に努めた。
- 2. 同和問題解決に積極的に取り組み、解放学級の充実・強化に努めた。



原伸一

赤 村

赤村公民館運営審議会 会長

- 1. 社会教育関係団体の健全な育成・発展に貢献した業績は大きい。
- 2.人権意識の向上のため、各団体に働きかけ、 研修会・講演会の開催等に尽力した。



丸尾賢吾

北九州市若松区

第4区公民館長

1. 青少年の健全育成及び地域住民の福利厚生 に努力した。



赤村

赤村公民館公民館主事

- 1. 各種学級の運営に積極的に取り組み、住民の学習意欲を高めるのに尽力した。
- 2. 地区公民館活の活性化に努めた。



松本薫

北九州市八幡西区

大平公民館長

- 1. 青少年の健全育成、地域の体育の振興に寄与した。
- 2. 小地区公民館協議会の役員として、自治公民館活動の推進に努めた。



* の すなお **矢 野 直**

北九州市門司区

大積公民館長

1. 婦人会、子ども会、老人クラブ、その他各団体の活動を通して、地域の社会教育の振興に尽力した。



やま だ まき お 山 田 正 男

久留米市

合川校区公民館主事

- 1. 公民館建設に尽力した。
- 2. 社会教育関係団体の育成・指導に努めた。



まつ もと のぼる 松 本 登

田川市

伊加利公民館長

- 1. 伝承祭り神幸祭、世代間交流ゲートボール 大会、同和問題啓発活動等、公民館を中心に 活発な活動を推進している。
- 2. スポーツ活動等を通じ、地区公民館相互の 交流を深める等コミュニティづくりに貢献し た。



大 田 勝 美

春日市

春日原地区公民館長

1. 地域住民のニーズに応える学習の場として 公民館を位置づけ、地域の教育文化の振興・ 発展に尽力した。



たか だ たつ ギ 鹿 田 起 男

筑後市

水洗校区公民館長

1. 三世代ゲートボール大会の実施、中学校生 徒指導連絡協議会の設立等、青少年の健全育 成に貢献した。



(6 ph) まさ た 3 う

倉 掛 政太郎

大野城市

中公民分館主事

1. 当市の公民分館主事会の会長として、各分館主事の指導及び分館活動の推進に努めた。



t とう ゆずり **佐 藤 謙**

大川市

東町公民館長

1. 公民館建設に尽力し、地域の公民館活動の活性化を図った。



おる の まさ ゆき 古 野 正 之

完 像 市

土穴公民館長

- 1. 青少年健全育成を図るため、地域環境の整備に努めた。
- 2. 公民館の運営組織の確立を図り、円滑な公民館活動の推進に努めた。



た がき いち お 夫 本宰府市 高雄台公民館長

- 1. 公民館建設に尽力し、施設の充実に貢献した。
- 2. 地域住民の融和と連帯と健康づくりのため 公民館事業を積極的に推進した。



牟礼茶屋分館長

- 1. 区民のふれあいと和をめざした分館活動に取り組み、住みよい地域づくりに尽力した。
- 2. 中央公民館と分館の連携を図り、公民館活動の振興に努めた。



當 永 宗 信 水 巻 町

猪熊町営住宅公民館長

- 1. 老人クラブ、婦人会、子ども会の組織づくりに貢献した。
- 2. 地域に植樹・花壇の整備に努め、美しい町づくりに尽力した。



うら 浦 勇 蔵 高 田 町 開支館長

1. 青少年健全育成、健康づくり、文化事業の 充実、振興を積極的に推進し、明るく住みよ い地域づくりに尽力した。



製料 十 七 郎 嘉 穂 町 足白地区公民館長

- 1. 社会教育関係団体の育成に努め、地区公民館活動の活性化を図った。
- 2. 町公民館の運営審議会委員として、広く社会教育活動の推進に貢献した。

昭和63年度 優良公民館表彰一覧

種別	番号	市郡名	公民館名	所 在 地	館長名	敷地面積
	1		志賀公民館	福岡市東区大字志賀島 736-1	小 林 博 計	m² 667
公	2		でがしましつか 東 吉塚公民館	福岡市博多区吉塚6丁目6-10	金 子 金三郎	668
立公民	3	福岡市	警固公民館	福岡市中央区警固1丁目 11-2	市 橋 長之助	469
館	4		袋 丘 公 民 館	福岡市南区長丘 2 丁目 22-23	篠 井 信 夫	660
	5		着 公 民 館	福岡市早良区次郎丸 2丁目21-31	柴 田 廣 吉	495
	6		今津公民館	福岡市西区今津1694	石 田 弥治郎	453

施 設		況	== 15 N=	III.
建物延面積	構 造	建築年月日	設備の状況	推薦の理由
m² 438	木造	S 22. 4 . 1	講堂 学習室 和室 事務室	特に、伝承文化講座や21世紀を担う青少年 育成事業に積極的に取り組んでいる。 また、公民館だよりを発行し、広く住民に 親しまれている。
330	鉄筋	S 49. 4.1	講堂 学習室 和室 事務室	文庫活動を積極的に推進し、文庫ボランティア研修会を継続的に実施する等、地域に根づいた特徴ある文庫活動の拠点となっている。
281	鉄筋	S 29. 4.1	講堂 学習室 和室 事務室	人権尊重を基本とする明るく住みやすい地 域社会の実現をめざした公民館活動が展開さ れる。
294	木造	S 50.4.1	講堂 学習室 和室 事務室	居住年数の短い住民層が多数を占めている ため、住民の連帯意識の高揚を図るため体育 行事、文化活動に積極的に取り組んでいる。
280	鉄筋	S 55. 4.1	講堂 学習室 和室 事務室	住民の同和問題に対する正しい理解と認識 を深め、差別を許さない意識の徹底を図るた め、年次的に同和研修を実施し、高く評価さ れている。
246	木造	S 27. 4.1	講堂 学習室 和室 事務室	公民館と今津福祉村との連携事業を実施しており、地域福祉の増進に寄与している功績は大きい。

種 別	番号	市郡名	公民館名	所 在 地	館長名	敷地面積
	7	甘木市	蜷代公民館	甘木市大字林田235番地 の 2	三 笠 幸 雄	m² 1,509
	8	北九州市	藤松公民館	北九州市門司区藤松 1 丁目24-12	宮 原 深 海	317
自治	9	4676/1113	*	北九州市若松区大字安屋 2238	藤嶋八十七	927
6 (町内)公民	10	久留米市	ゃまもとこう〈 山本校区公民館	久留米市山本町耳納79-2	中野丈夫	714
館	11	田川市	まりが おか 桐ヶ丘公民館	田川市桐ヶ丘	早 石 高 秋	1,100
	12	八女市	失 黛 公 民 館	八女市大字矢原240の1	近藤四郎	1,240

施 設		況	=0.44 = 15.2F	III. the same of
建物延面積	構 造	建築年月日	設備の状況	推薦の理由
m² 404	鉄筋	S 58. 2 .27	講堂 図書室 調理実習室 16mm映写機	住民の手による施設づくりと学習機会づく りを実現した成果は市の規範となっている。 主な事業は親子文庫活動、文化活動、農村経 済講座等を実施している。
277	鉄筋 2 階	S 62.4.1	大会議室 和室(2) 調理室 学習室	当館では23の講座を開設し、校区内外の住民の学習の場となっている。 青少年関係では、校区民500人が参加する非行防止街頭パレードを実施する等、住みよい町づくりに貢献している。
226	木造平屋	S 34. 5.25	集会室 和室 調理室	世代間の交流を主体とした公民館活動が、 住民によって積極的に展開され、地域住民の 連帯と融和が図られている。
421	鉄筋 2 階	S 55. 5.	大ホール 図書室 会議室 調理室	「開かれた公民館、親しまれる公民館」を モットーに校区のコミュニティづくりに積極 的に取り組み、実績をあげている。
102	鉄筋	S 57. 4.1	ホール会議室調理室	公民館開館以来、地区公民館活動のモデル館の指定を受け、全区民の社会参加を促す活動が展開されている。
155	木造平屋	S 63. 2.29	広間 和室(2) 調理室	スポーツを通して住民の融和と健康づくりを推進している。 矢部川堤防に菜の花を栽培するなど生活改善にも積極的に取り組んでいる。

種別	番号	市郡名	公民館名	所 在 地	館長名	敷地面積
	13	筑後市	久 意 公 民 館	筑後市大字久恵1121番地	尾山利雄	m² 327
自治	14	大川市	下青木公民館	大川市大字下青木300	永 尾 亀	130
(町内)公	15	小郡市	*** kg 公 民 館	小郡市小郡2187-1	竹 内 努	497
館館	16	筑紫野市	鳥居町公民館	筑紫野市大字二日市 797-7	山 内 敬 一	302
	17	春日市	新	春日市春日公園1丁目47	成 重 光 宣	500
	18	大野城市	*************************************	大野城市栄町1丁目1番 11号	安河内 克 行	854

施設		 況	30.44 6.15.75	III. The country of
建物延面積	構 造	建築年月日	設備の状況	推薦の理由
m² 109	木造平屋	S 33.10.	集会室 ステージ 台所	運営委員会が確立しており、スムーズな公 民館運営が行われている。 特にふれあい運動会は区民の連帯感を深める 行事の一つである。
109	鉄筋 スレート葺	S 36. 3.	ホール 和室 調理場	地区住民の公民館活動への取り組みは意欲 的であり、全世帯参加の体育行事、環境美化 運動は「まちづくり」推進運動の模範となっ ている。
169	木造	S 41.8.7	会議室 和室 料理室	当館は、市のモデル公民館の委嘱を受け、 特に体育行事活動を推進し、新旧住民の心の 融和を図っており、成果をあげている。
144	鉄筋平屋	S 58. 3.10	学習室(3) 保育室 調理室	地域住民の声を生かした広報紙を毎月1回 発行し、地域住民の相互理解と親睦を深めて いる。専門部の自主的活動も活発である。
530	鉄筋 2 階	S 60. 3.31	集会室 学習室 実習室 保育室	地域の人材の発掘と活用に努め、生々とし た公民館活動を展開している。また各種団体 の育成に努めている。
324	鉄筋	S 52.4.	和室 ホール 学習室 調理室	特に、高齢者を中心とした事業を展開し、 本市の分館の中でも高齢者と青少年との協調・ 融和を図る活動がすぐれている。

種別	番号	市郡名	公民館名	所 在 地	館長名	敷地面積
自治	19	宗 像 市	之 於 公 民 館	宗像市大字土穴374	古野正之	m² 379
石(町内)公民	20	三潴郡三潴町	新栄町公民館	三潴郡三潴町大字西牟田 6399-20	木 本 靖 治	328
館	21	八女郡黒木町	谷蓮輪公民館	八女郡黒木町大字今40-2	伊藤正雄	191

施設	状	況	設備の状況	推 薦 の 理 由
建物延面積	構 造	建築年月日	設備り1人70	推 <i>隐</i> 00 连 出
m² 377	木造2階	S 42. 4.	講堂 和室(2) 図書室 会議室	地域におけるコミュニティづくりの中核施設として重要な役割を果たしている。 青少年健全育成には力を注ぎ、明るい町づくりに貢献している。
139	木造	S 42.10.30	調理実習室 和室 集会室	住民発案によるハイキングは、小学生から 年配者までの参加があり、青少年健全育成事 業として成果をあげている。
110	木造平屋	S 40.7.	集会室 和室 調理室	地域住民の融和をめざしたスポーツ、レク リエーションが地域人材を活用した文化・学 習活動が活発に行われている。

----記念講演----

「生涯学習社会における公民館の役割」

文部省生涯学習局社会教育官 福 留 強 氏

分科会事例発表要旨

第1分科会

討議のテーマ 学習機会提供の拠点としての公民館のあり方を考える

・ 学習機会拡充のための学級・講座のあり方について

• 学習者のニーズに応える学習内容・方法の開発について

助 言 者 県教育庁指導第二部社会教育課社会教育主事

司 会 者 福岡市教育委員会社会教育主事

記 録 者 福岡市弥永公民館主事

会場責任者 福岡市筑紫丘公民館長

福岡市立南市民センター館長

小野 敏弘

森川 実

若松 寿一 山村 謙一

中山 敦之

公民館のあり方を模索しながら

福岡市高木公民館長

野上淳次

1. はじめに

「来年度、公民館を設置する」

教育委員会からの連絡を受けて、地元高木 校区の窓口となる開設準備委員会が出来て、 はからずも、委員長の要職につかされた。

開館までの準備期間 (用地の問題もあって 1年半の間)に

「公民館って、何なのか?」 という素朴な疑問にとりつかれた。

疑問その1「オレたちの公民館」

確かに、わが地域に、オレたちの公民館が 出来るのだが、そのままの感覚で、本来の公 民館は運営されるのだろうか?住民の自治意 識的な発想からくる感覚で、公教育機関であ る公民館は機能されるのだろうか?

やがて、地元は、公民館に補助し、運営し やすくすべきだ、というアリガタイ話へと発 展していった。

疑問その2「行事黒板」

公民館建設に際して、既設の館舎をいろい ろと見せてもらって参考になった。その都度 行事黒板を見て、その公民館の事業等を垣間 見た。意外にサークル名が毎週列記されて、

公民館は、サークル中心の活動の場といった 感をもったが、実態はどうであろうか?

疑問その3「公民館だより」

開館準備が進むにつれて、他館の館報(公 民館だより)をいただくことになった。感謝 しながら、他館の動きを学ぶことになったが、 公民館が編集・発行する広報紙とは、どんな 姿であろうか?

疑問その4「学級の学習」

他館の実践記録や資料も集めにかかった。 それなりに、地域に密着した活動の展開を伺 い知ることができた。

だが、学級の学習が、講義式の承り学習の 多いのに気づいたのは、私だけであろうか? このような素朴な疑問は、(またはからずも 公民館長になった私に)公民館のあり方を模 索させる好材として受けとめることとなった。

2. 高木公民館

西側に珂那川が流れ、10町で構成されてい る高木校区は、57年に、日佐・宮竹両校区か ら分離独立。7.500人を擁し、30歳までが半数、 40歳までだと7割という若い層の住宅地域。

わが高木公民館は、小学校区単位に設置さ

れている福岡市の120番目(現在123館)として、61年12月開館。

講堂 (97㎡)・学習室 (42㎡)・和室 (14畳) に事務室・管理人室等290㎡の二階建て (100 坪館舎になる前年度の) 館舎に、福岡市の制 度となった館長(週3回程度勤務の特別職)・ 公民館主事 (週30時間の嘱託主事)・管理人・ 事務補助 (2人が交代)という職員体制。

3. 事業

*青少年の健全育成、を教育目標に設定し、 各事業にその色彩を濃く折りこむ。

子ども会の「ジュニアリーダー研修会(8回)」、少年のための「水泳教室(5回)」を始め、青少年と共に歩む諸団体の指導者を対象とした「育成指導者研修会(7回)」や「家庭教育学級(子どものしつけシリーズ(10回)」、更に、「高齢者学級」に子どもとの手づくり遊び交流会などと自主事業を進めながら、各社教関係団体とも協調し、推進。

今年度、青少年を対象に「国際交流教室」を計画。

〈文化・スポーツ教室からサークル〉へ移 行したものが8コース。老人クラブのサーク ル6コースとその他に2。原則的には、住民 の意識調査をふまえて、希望の多い種目を選 定し、今年度1コースふえる見込み。

他に、学級終了後の自主グループ1

〈共同学習〉への取り組みは力を注ぎ、「家庭教育学級(10回)」には全面的に取り入れ、映画教材(3回)・アンケート資料(4回)・ K J 法とかみ合わせて実施。「団体指導者研修会」にも同じく取り入れる。

今年度の「家庭教育学級」の2コース・「婦 人学級」にも積極的に導入。

〈公民館だより〉は、公民館の主体的立場 から編集し、その位置づけと役割りを事業紹 介と共に啓発。毎月全戸配布の発行。

〈社会教育関係団体等〉と連絡協調するなかで、コミニュティづくりへの事業区分が明確化。公民館からは、各層に、「花いっぱい運動」を提唱。公費運営の公民館として定着化。

4. 課題

- 1. 公民館の啓発推進と青年層への事業活動
- 2. 教材資料の確保
- 3. 施設・備品の整備

第2分科会

討議のテーマ 学習情報提供・学習相談の拠点としての公民館のあり方を考える

• 住民のニーズに応える学習情報の収集・提供とネットワークづくりについて

・ 住民のニーズに応える学習相談体制の整備について

助 言 者 県立社会教育総合センター次長 古賀

司 会 者 県教育庁南筑後教育事務所主任社会教育主事 渋田 光男

記 録 者 福岡市八田公民館主事 宮崎 一夫

会場責任者 福岡市多々良公民館長 池見 裕道

福岡市立東市民センター指導係長

地域づくりに果たす「町民お茶の間学習ネットワーク事業」の試み

立花町中央公民館長

内野久光

雉里

山田 舜浩

1. はじめに

激動する現代社会の変化に対応する臨教審の最終答申も昨年8月に出され、「生涯学習の基盤整備」に「まち全体で生涯学習に取り組む体制を全国に整備する。」という、町村における組織的な生涯学習の取り組みの必要性を訴えている。

人びとの学習要求は、今日の時代を反映して、多様化、高度化、専門化の傾向にあり、「いつ学んでも、どこで学んでも、学んだことが生かされ、適切に評価される社会」いわゆる一生を通じて学び続ける姿勢を大切にする体系を整える必要がある。

2. 町の概要

立花町は、県の最南端、熊本県境に接し、 鹿児島本線羽犬塚駅から東南へ10km、九州縦 貫道八女ICから東南 6kmの地点にある。

昭和30年4月1日、旧4か村が合併(旧柳川藩立花領に属していた)し、みかん、たけのこの産地として発展してきた。更に最近は、キウイの生産が県下の80%を占めている。人口14,850人、戸数3,500戸で核家族化が進行中である。

本町の中央に海抜450mの飛形山があり、東側に国道3号線、西側に県道4号線が南北に走り、それに沿って辺春川・白木川が町の北端を流れる失部川に注いでおり、東西約8km、南北12kmの面積86.35kmである。平坦部に乏しいことから山間部の傾斜面を高度利用した農山村である。

3. 公民館組織と学習要望調査

○公立公民館として中央公民館と北山公民 館・白木公民館・辺春公民館の4館、自治公 民館が76館ある。

○学習要領調査を昭和59年後期から60年初め にかけて分析、男性は、①芸術・趣味の分野 (33.8%)、②教養分野(31.6%)、③体育ス ポーツ分野(13.0%)となっている。

女性では、一番多いのは、家庭・日常生活 分野(34.5%)で最も高く、その内訳を項目 別にみると、①料理、②毛筆習字、③着付、 ④編物、⑤漬物であり、以前の調査と大した 変化はない。

4. 公民館の運営方針

情報化社会、国際化社会、高齢化社会に対 応できるように、町民の一人ひとりが、生涯 を通して学習し、豊かな自己実現ができるよう、多様な教育・学習需要に対応できる「教育の町」への条件整備に努める。

- (1) 社会教育の実施機関としての機能を発揮できる体制を整え、生涯学習の展開を図る。
- (2) 生涯学習社会にふさわしい自治公民館の育成強化につとめ町づくりを推進する。
- (3) 地域住民の創意と協力による新生活運動の徹底を図る。
- (4) 社会教育団体の自主的活動の助長と連携の強化を図る。
- (5) 文化団体、グループの養成につとめ、郷土文化の向上につとめる。

5. 学習情報提供、学習相談の現状と課題

- (1) 学習情報提供と学習相談
- ① 主な公民館事業

ネットワーク事業以外は次の通りである。

- ○学級講座等を中心に毎月例会をもつ。
- ○家庭教育学級(幼児・小中保護者対象)、 親子学級(小学生親子)、青年学級、料理 学級(2)、わた絵教室、ワープロ教室、 町おこし教室、薬草教室、いけ花教室、 熟年学級、婦人教室、同和教育講座。
- ② 学習相談事業
- ○学級生公募文書は町内全戸に配布し、更 に関係団体に呼びかける。
- ○公募の進捗状況について有線放送で情報 提供する。
- ③ 学習情報提供として、学習者の感想等 を広報紙に発表する。なお、自治公民館 長会に情報提供し啓発する。
- (2)「町民お茶の間学習ネットワーク事業」の取り組みについて
 - ① 郡一体として取り組んでみたが、地形的に無理である。従って構想の中心的役割となっている立花町をモデル地区として取り組む。

② 事業開設

- ○名称を「町民お茶の間学習ネットワーク 事業」といい、町内の人々が身近かな場 所を利用し、少人数で、自分達のやりた い学習を町民自らが指導者となり相互に 学習を進める。
- ○目的は、何かを学びたい、身につけたい と願う町民の期待に応えられるように、 町民による指導者の推薦を受け、指導者 と学習者が交互にかわりあって、町民の 連帯感や助け合いの精神を養い、明るく 住みよい町づくりの意欲を高めるのがね らいである。
- ○指導者は各領域で知識や技術を持っている町民の中から推薦、認定講習を受けて、 認定書を渡し、「有志指導者」と名づける。
- ○学習分野は、「趣味・おけいこごと」「家 庭・日常生活」「スポーツ・体育・レクリ ェーション」「教養」「伝承文化」の5分 野に分ける。
- ③ 事業開設の現況と課題
- ○現況

開設学級は26学級。8領域。学級生は 203名

- ○残された課題
 - ・有志指導者への対処…有志指導者養成 講座の開設、不安への対処。
 - ・学習グループの交流会…他グループの 学習情報により自分を磨き高める。
 - ・指導要求のない指導者の取り扱い。 …公民館で対応を考える。
- ○利用団体・サークル等相互の情報サービ ス
 - ・団体・サークル間の広報紙やアンケートの交換により、グループ相互の提携を図る。
 - ・社会教育推進を図る立花まつり(文化

まつり) に学習発表・作品展示をし、 (2) 町行政部局とタイアップする。 学習成果情報を提起する。…相互学習

6. おわりに

(1) 学習情報交流会は必ず開設していきたい。 情報を集めてお互いに提供し相互学習によ り皆で盛り上げていきたい。

- (3) 婦人会・青年団・老人ク・熟年学級・P TA・農協・商工会等、諸団体との連携を 持つことが重要である。
- (4) 焦らないで気長に構えて、町民の意見を 十分参考にする。

第3分科会

討議のテーマ 学習活動を結ぶ拠点としての公民館のあり方を考える

• 地域の学習グループ・団体等の育成援助と連携強化について

・ 地域の学習活動を結ぶ連絡調整機能のあり方について

司 会 者 県教育庁北九州教育事務所主任社会教育主事

記 録 者 福岡市那珂南公民館主事 柴田 覚

A 18 * 10 41 1-----

会場責任者 福岡市東月隈公民館長 川口 猛

福岡市立博多市民センター館長

学習活動を結ぶ拠点として

北九州市立湯川公民館長 梶 永 慶 一

はじめに

このテーマは、61年度・62年度・63年度と3か年同一で討議を積み重けられるものである。

昨年度は、

- すべての市民が、あらゆる学習あら ゆる講座を利用して、人間性豊かな生 活、自らの生活に即する文化的教養を 高め得る環境づくりを進める。
- 学習グループ代表者会を中心として、 親睦と交流をはかり、公民館まつりへ と輪を広げる。
- 市民学習の楽しさと喜びを、さらに 地域に広げる。

という内容で、この会の討議は進められた。 また、本大会における第3分科会の位置づけは、別記構造図のように考えてみた。

そこで、以下の内容を討議の素材として述べさせていただくことにした。

1. 地域の概況

館内は、旧中津街道をはさんで古くからひ らけた所で、香春街道につなぐ道も分岐し、 一里塚や茶屋もあった交通の要地である。和 気清麻呂公が足の治療をしたという温泉(現 在は冷泉)跡もある。現在も国道10号線のバ イパスが分岐し、都市高速の起点が接し、西 鉄バス営業所もあり、JR安部山公園駅が昨 年開設された。昭和30年代より急速に世帯数 がふえ、現在約20倍となっている。約5,300世 帯、16,500人が住んでいる。

重富

古西 憲輔

大

当公民館は、湯川中学校の新設により、昭和55年10月16日に開館し、年々利用回数・利用者が増加している。

2. 生涯学習の拠点として

まず、館に魅力を! ニーズにこたえる条件づくりを! 温かい雰囲気を! をモットーに館の運営にあたっている。

(1) 学習グループ・団体等の育成援助と連携強化について

市報を見て、館報を見て、人の話を聞いて、 転居して地域のことがよくわからない…等々 館の窓口には、毎日何人かの方が来られる。 そして、このところ年々クラブもふえ(現在 61クラブ、なお開設準備中等のものも別にあ る)公民館利用者は、62年度43.670人と毎年 2千数百人ふえている。

また、団体の諸活動の相談も多く、ほとん ど毎日どこかの役員がみえている。

それらの来訪者に、育成援助や連帯強化について、さり気なくどんな情報を伝え、どんな情報を提供してもらうか、それを地域の活性化という視点でどう一体化していくかが重要なポイントと考えている。そこで、いつでも必要なときに情報がさっと取り出せる整理をしている。(約10秒で必要なものをいつでも、誰でも取り出せる)

また、気楽に知らぬ者同士でも話がはじまるよう館庭や館内に年中花の絶えない環境づくりと、作品の展示に心がけている。花や作品を見ながら、知らなかった人同士話がはずみ、活動の輪がひろがっている。

(2) 学習活動を結ぶ連絡調整機能

開館以来、毎年秋に文化祭を実施している。 これは、学習グループ代表者会を中心として 実行委員会をつくり、展示発表と演芸発表を 2日間にわたって実施している。講堂は常に 満員である。昨年度から、地域での活動も少 しいれはじめた。将来は、地域の文化祭へと の思いが強いが、施設の面でなかなかむつか しさがある。

今のところ、学習グループ代表者会が文化 祭の運営を軸に動いているが、もっと内容を ひろげようという気運も出ている。

館がもっと深く内容を知ることの努力をしている状況である。

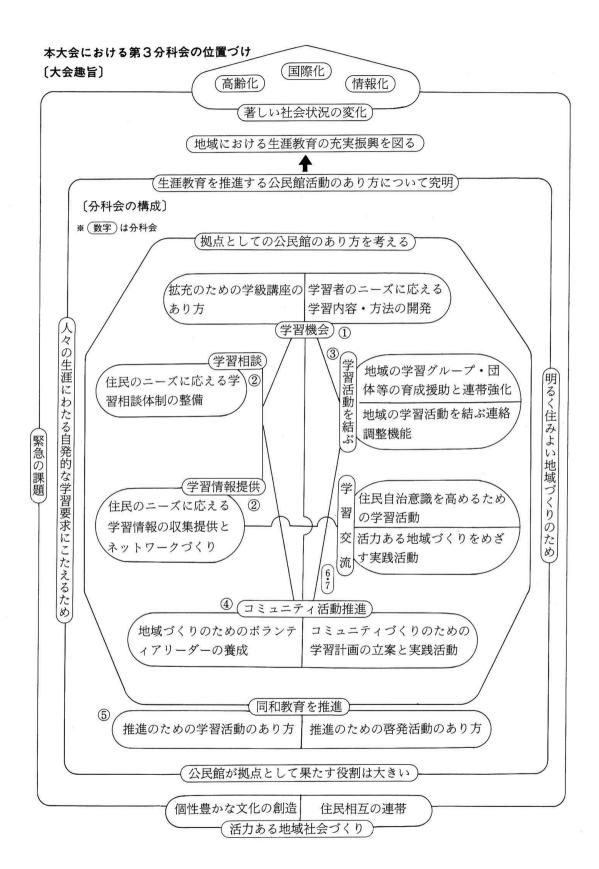
昨年度、「少年を守る会」の活動で、子供会を中心に計画した実施プランに老人会・婦人会をかみ合わせ、今までにない参加者の喜びが湧いた。

3. 今後の課題

学習活動を結ぶ拠点として、最も重要なことは、館の職員4人が、同じ気持ちで同じ内容で来訪者利用者に対応できるようにすることである。

次に、諸活動の内容とその目指している方向を熟知し、何をどのように結ぶことが地域 の活力を生みだすことになるかを見極めることである。

そして、地域の生涯学習体制をどのように 構築するかのビジョンを確立しなくてはなら ない。



第4分科会

記

討議のテーマ コミュニティ活動を推進する拠点としての公民館のあり方を考える

・ 地域づくりのためのボランティアリーダーの養成について

• コミュニティづくりのための学習計画の立案と実践活動について

助 言 者 大牟田市教育委員会次長 西村

司 会 者 県教育庁京築教育事務所社会教育課長 百留 隆男

録 者 福岡市当仁公民館主事 鳥井 幸子

福岡市小笹公民館主事 吉田 利枝

会場責任者 福岡市草ヶ江公民館長 鬼木 勝郎

> 福岡市立中央市民センター館長 八頭司好孝

緑豊かな、明るく住みよい「怡土の里」づくりをめざす 住民参加の諸活動の推進

前前原町立怡土公民館主事 大 神 泉

1. 校区の概要

怡土校区は、前原町の東南部に位置し福岡 市の西部に隣接した校区である。従来から農 業中心の地であり、米、麦、みかん、蔬菜、 花卉、林産物の生産が盛んであったが現在第 2種兼業が進むと同時に福岡市のベットタウ ン化が急速に進行している。

歴史的には、国指定の平原古墳群・怡土城 跡があり、伊都歴史資料館には日本一の大鏡 が展示されるなど古代史の宝庫ともいうべき 史情豊かな地域である。

地域活動センターとしての公民館は、昭和 61年8月に新築移転し地域の活動の中心とな っている。

2. 住民の意識状況

従来の農村型のよさ、純朴、和を残しては いるが、新興住宅地域との意識のずれがあり 協調性の必要にせまられている。また、公民 館については郡社教振公民館担当者会で意識

調査のアンケートを行い、現在集約中である。

覚

3.「ふる里怡土」づくりのスローガン

- ○心に残る「怡土のふる里」づくりのため 諸活動に積極的に参加し、自主運営の核 となろう。
- ○「ふる里怡土」を見直し、自然に親しみ、 豊かな心情を育てていこう。
- ○自主的に教養を高め、視野を広げ、社会 に貢献できる人になろう。

4. 公民館の運営について

校区公民館運営委員会を顧問・審議委員・ 運営委員で組織して公民館の運営にあたって いる。

5. 各種専門委員会

(1) 体育委員会

各行政区より各1名選出(体育指導委員2 名……町より委嘱)して体育行事にあたる。

◎体育行事-校区体育祭・校区壮年ソフト ボール大会・校区家庭バレーボール大会。 ※臥牛会

- (2) 校区子ども会育成会連絡協議会
 - ア. 役員・指導者(本部役員・各行政区より幹事1名・各行政区より1~7名の指導者)

イ. 行事

- ○ソフトボール大会 (小16・中10)
- ○演劇大会(行政区毎に16組出演)
- ○校区・町主催ジュニアリーダー研修会、 県主催へも参加。
- (3) 青少年育成指導員会

指導員、各行政区に男女各1名(町より委嘱)で怡土の里まつり巡回指導、青少年育成地域懇談会、校子連主催ソフトボール大会巡回指導を行っている。

6. 校区の主要な行事

- (1) 怡土の里まつり、毎年8月16日に行い、 16団体の結集で校区あげて盛大裡に行い、 第10回の開催となっている。
- (2) 校区体育祭、毎年9月に体育委員会を中心として各団体が結集して開催する。
- (3) 戦没者追悼式、2年に1回校区をあげての開催、昭和63年より公民館主催となる。

1. 老人クラブと公民館の活動

ふれあい文化展を11月の土日2日間にわたって開催した(昨年第2回)。その中で、生きがい作品展、写真展、文化芸能発表、民具出品目録展示(約340点、保存計画進行中)。文化講演会を行っている。

- 8.婦人会(生活学校)と公民館活動 「せんだん文庫」――親子読書、図書室開設――誕生の経過と現状
- (1) 昭和57年──婦人会より「あいさつ運動を提起し、公民館→運営委員会→住民運動へと広げていった。その中で「あいさつ」の実態調査を行った。
- (2) 昭和58年――前年の実態調査を集計し

- て、小・中学校PTA役員と話し合い11月 より校区青少年育成指導員会が主催して、 公民館、区長会、婦人会、PTAの共催で 1か年住民立哨運動を展開した。
- (3) 昭和59年――あいさつ運動と家庭の日の あり方の見直しを含めて現状調査をし、あ いさつ運動に「家族そろって食事をとろう。」 を加えて実践推進した。
- (4) 昭和60年―「家庭の日の見直し」の継続と、その実態把握のため更にアンケート調査を実施して、その結果「親子読書」を展開しようと決定した。なお学校との連携を深めるため小学校とも話し合いを行い、協力体制を作った。
- (5) 昭和61年 ~ 新築された公民館に図書室を設置し「親子読書」の活動を始めた。同時に婦人会総会、前原町報で図書の寄贈を呼びかけて2,970冊 (内児童図書430冊)の寄贈を得た。また寄贈図書だけでなく婦人会予算からも図書を購入した。
- (6) 昭和62年――引き続き「家庭の日の見直し・親子図書」の推進をする。まず文庫名を「せんだん文庫」(せんだん―怡土小のシンボルの木の名)と命名して8月1日より貸出しを開始した。と同時に小学校のPT A読書委員会との話し合い、全戸配布の広報活動も積極的に行った。また新たに図書の購入もした。
- (7) 昭和63年―「親子読書」の推進、貸出しは毎週土曜日12:00~16:00まで行い、貸出しの仕事は生活学校生で当番制としている。また広報紙も発行している。さらにこの取り組みを強めていくために図書の整理と整備のために30万円の予算を計上、更に将来に向けての発展を期している。
- (8) まとめ

第5分科会

討議のテーマ 同和教育を推進する公民館のあり方を考える

• 同和教育推進のための学習活動のあり方について

• 同和教育推進のための啓発活動のあり方について

助言 者 県教育庁指導第二部同和教育課指導主事

司 会 者 福岡市教育委員会社会教育主事

記 緑 者 福岡市今津公民館主事

会場責任者 福岡市西陵公民館長

福岡市立西市民センター指導係長

樗木 武洋

武藤 正忠

三好 律子

田中 繁

柴田 康雄

明るく住みよい町づくりをめざして --- 同和教育を通して ----

福岡市下山門公民館長

古賀三男

1. 下山門公民館における同和教育の とりくみについて

下山門公民館は、50年4月に開館して、よ うやく14年目を迎えた。

公民館が社会教育施設として、地域の人び とのために果さなければならないつとめはさ まざまあるが、中でも住民の人権意識を高め 部落差別をはじめ一切の差別をなくすとりく みは最も大切なことであり、また、それは公 民館の責務であると思う。

開館当時の地域住民の同和問題に対する理 解は、至って不十分で「寝た子を起こすな」、 「今さら」と言った声が強く、むしろ反発的 傾向さえ見られた。このため、自治連合会に 協力を求めて、51年度から公民館か各町内に 出かける研修会、いわゆる町別研修会(公民 館区の町内ごとの研修)を全町内に実施する とともに、自治会長や各団体役員等地域指導 者を対象に研修会を併せて実施してきた。

この間、ある町内で差別事象が発生したり、 また住民の中から研修無用論が出されたこと などもあったが、町別研修を続けていくうち に一部ではあるが、同和問題に対する理解が 進みつつある明るい感触を持つことができて、 町別研修もようやく住民の間に定着してきた と嬉しく思っている。

ところが、56年に自治連合会の事情から町 別研修を中止せざるを得なくなった。地域住 民に対する同和教育は、町別研修が最も効果 的であったので大きなショックをうけた。

このため、公民館サークル会員研修会、地 域指導者研修会、同和問題研究会、人権講座 等の拡充に重点を置くようにした。

その後、56年5月西陵公民館が、更に61年 4月城原公民館がそれぞれ分離開館した。下 山門地区はこの3公民館区を総称したもので、 現在24町、世帯数約5,700世帯、人口約18.000 人である。自治連役会をはじめ各団体はこの 地区を一体として組織されている。このよう な地域事情に対応して、3公民館では館区を 越えて共同して社会同和教育の実施にあたっ ているところである。

こうした研修を重ねてきても、参加者の範 囲や人員が限られ、さらにまた、公民館の人 的能力にも限界があり、地域への浸透がなか なか進まない実情がある。

差別のない明るく住みよい町づくりを進めるためには、やはりすべての住民が自分自身の問題として受けとめ、問題解決に取りくむ自覚を持つことが最も望ましいことと思う。

2. 地域推進組織(下山門地区人権尊重推進連絡協議会)の結成について

59年から地域推進組織づくりについて、自 治連合会を中心に呼びかけるとともに、

- 60.9 下山門公民館同和教育推進小委員会 60.10 差別のない明るい地域を考える講座 60.11 下山門地区同和教育推進会議
- 等を開催して、その機運の醸成につとめてきた。ようやく各機関、団体の賛同を得たので61年2月地域推進組織結成準備会を持って具体的検討を重ね、3月19日、29の機関、団体が集まり、「下山門地区人権尊重推進連絡協議会」(略称人尊協)が、住民の総意に基づく地域を結集した住民組織として誕生した。この会は、下山門地区に居住するすべての住民が同和問題に対する正しい理解と認識を深めて、部落差別をはじめ一切の差別を許さない市民となるために、学習会、講演会などの開

催、広報活動 (機関紙の発行等)、関係機関、 団体との情報交換及び協力などを積極的に推 進して、差別のない明るく住みよい町づくり をめざすことを目的としたものである。

3. 人尊協に期待する

人尊協(略称)発足後ようやく3年目を迎えて、いまただちにその成果を期待することは性急にすぎるが、住民の関心も高まり理解も徐々に深まりを見せはじめてきたことは喜ぶべきことである。

このことは、公民館主催の研修会等への参加者が僅かではあるが増加してきたこと、アンケート等にあらわれる意見等によって窺われる。特に、毎月定例的に開催する事務局会議を通して、地域、公民館、学校の連帯意識が高まり、人尊協を中心にした差別をなくすための着実な歩みがはじまっている。

公民館は、あくまで地域住民の自主的活動を尊重しながら、たえず課題を提供していくなど、人尊協と一体となって活動の促進につとめ、差別のない明るく住みよい下山門づくりを念願して今後とも微力をつくしていきたいと考えている。

第6分科会

討議のテーマ 学習・交流の場として自治公民館のあり方を考える。

• 住民自治意識を高めるための学習活動のあり方について

• 活力ある地域づくりをめざす実践活動のあり方について

助 言 者 元福岡市教育委員会主席社会教育主事

司 会 者 県教育庁北筑後教育事務所主任社会教育主事

記 録 者 福岡市別府公民館主事

会場責任者 福岡市鳥飼公民館長

福岡市立城南市民センター館長

後藤 久

内藤新志郎

三木 利子

野々下一幸

大神 弘隆

明るく住みよいふる里づくりをめざして

小郡市大保公民館長

福田広志

1. はじめに

「ここに生まれてよかった」(70戸)、「ここに移り住んでよかった」(360戸)。という実感のもてるふる里づくりを目ざした区民総ぐるみのふれ合い活動を発展させる中で、望ましい公民館活動の組織化と新しい時代に対応できる活動内容の創出に挑戦してきた事績を述べてみたい。

2. ふる里大保とは……

私たちのふる里大保は、西鉄大牟田線沿いに位置しているため戦後急速にベットタウン化し、住民の地域連帯意識や本来地域社会が持っていた諸機能の減退が目立ち、憂慮されているが、もともと大保は由緒ある御勢大霊石神社を中心に、独特の地域文化を持って発達してきた地域社会でもあるので、住民の中に芽生えてきたふる里志向と併せて大保の文化的伝統を掘り起こしながら新しい時代にふさわしいふる里の姿をみんなで追求していくことがふる里づくりの基本だと考えている。

3. 活動展開の経過

第1次(昭60・61) — ふれ合い活動 ○お互いの存在を知る—挨拶 第2次(昭62)―ひびき合い活動

○意気投合―対話・話し合い

第3次(昭63~)一助け合い活動

○組織づくり ○内容創出

4. ふる里づくりの活動の転機

ふる里づくり活動展開へのきっかけとなったものは、青少年健全育成区民会議結成の論議の中から生まれた。地域住民にとって誰もが関心を持ち、こうありたいと願うものは青少年の育成にかかわる問題であるから、この論議の中でふる里づくりについて認識を高め、具体的活動の進め方を模索していった。

特に、ここでは子供たちの成長に必要な活動体験と地域社会の教育力の回復についての認識が高まり、活動の具体的方法が検討されたが、これが大変有意義な結果をもたらした。

5. 活動の実際

第1次 ふれ合い活動

"大保は一つ"のスローガンのもと、区内の全組織を挙げて公民館運営委員会を結成。 新旧住民の和合と世代間交流の活性化を求めて、まず伝統行事の夏祭からスタートし、続いて区民体育祭、ふれ合い美化活動へと、ふ れ合いこそ、自発・自治・連帯、のふる里づくりの原点であるとして、どうしたら人が参加するかを中心に考えて実施してきた。

その甲斐あって、ふる里づくりに対する意 欲の夢の盛り上がりはもちろん、「初めて大保 の住民になったような気がする」、「隣の人と の挨拶が自然に出来るようになった」。など報 告され、意義の大きさを痛感した。

第2次 ひびき合い活動…

ふれ合い活動は執行部主導だったが、ひびき合い活動は住民主導を基本に考え、"青少年の未来に栄光あれ、老人に幸あれ。"をスローガンとしてふる里づくりの内容の深化拡充を図るとともに、子供たちをふる里づくり運動の旗手として育てることによってお母さん方の積極的な活動参加に努めた。

そのため子供太鼓が指導され、子供たちは 夏祭、区民体育祭、敬老会など区の大きな行 事の主役として活躍するようになり、行事内 容が充実していくほか、新に年忘れふれ合い、 老人と子供のゲートボール教室など、新規の ふれ合い広場も次々と試みられるようになっ た。

しかし、ここで問題になってきたのが、当然のことながら規約なしの昔ながらの *村寄り、的な執行体制である。

第3次 助け合い活動

以上のような経過のもとに、特望久しかった公民館活動の近代化への機が熟してきたので、"区民総参加"をスローガンとして、ふる里づくりについての区民アンケート調査を実施。区民の声を糧として新しい時代に対応できる公民館の運営と内容の創出に新な決意をして再出発をしているところである。

6. これからの夢と課題

規約によって文化部が誕生したが、早速区 民文化祭を計画され、これからの地域生活文 化向上に一石を投ぜられた意義は大きい。ま た、福祉部が出来て高齢化社会での地域福祉 にどう取り組まれるかなど夢いっぱいの計画 も現在進行中である。

しかし、すぐに軌道に乗るとは思われない し、"出来ることから一つずつ"を相言葉に前 進していきたいと考えている。

第 7 分科会

討議のテーマ 学習・交流の場としての自治公民館のあり方を考える

• 住民自治意識を高めるための学習活動のあり方について

• 活力ある地域づくりをめざす実践活動のあり方について

助言 者 純真女子短期大学助教授

会 者 県教育庁筑豊教育事務所社会教育係長 司

15番 録 者 福岡市早良公民館主事

会場責任者 福岡市有田公民館長

福岡市立早良市民センター指導係長

高倉 豊

仲 久幸

板倉 初枝

柴田 広吉

永富 新二

活力ある地域づくりをめざす実践活動のあり方

嘉穂郡嘉穂町小野谷区分館長 桑 野

皓

1. 嘉穂町の概要

本町は嘉穂郡の最南に位置し、昭和30年1 月に1町3村が合併、嘉穂町として発足、馬 具、屛、古処3山の自然環境に恵まれ、豊か な緑と遠賀川の清流に囲まれた純農村である。 30余年にわたり産業、教育、道路など生活環 境の充実に力を注ぎ、また、住民福祉の増進 を図るため、調和のとれた町づくりをめざし ている。しかし、農産物の自由化は地域にと って、きびしいものであり、やがて来るであ ろう米の自由化は農村の死活問題で、その対 策の必要性をひしひしと感じている現状である。

2. 小野谷区の概要

小野谷区は嘉穂町の中で南部にあり、馬見 山の麓に抱かれ、「和と協力」をスローガンに したうるわしい伝統をもち、生々発展を願う 区民の情熱、住みよい区づくりに努力を傾け ている。戸数僅か82戸、人口360余人、木造瓦 ぶき、300m2の公民分館である。

〔努力目標〕

(1) あいさつ運動で和を広げる

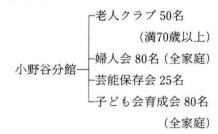
子ども育成会及び子ども会で「あいさつ、 (ロ) 意識を高める生活簡素化運動 オアシス運動」の看板作り、空かん空びん

拾集箱の設置など。

- (2) 芸能保存会、スポーツを通して協力し合う 小・中・高校生を中心に獅子舞保存、区 運動会、ソフトボール大会。
 - (3) 生活簡素化運動を行い心の結びつきを強 める

葬祭及び見舞などの無駄を省く。

- 3. 小野谷分館の概況
- (1) 組織



(2) 活動内容

- (イ) 親睦と交流を深める活動
 - ○区民運動会、ソフトボール大会
 - ○敬老会 盆通り 春・秋季神事 獅子舞
 - ○料理教室 人権学習
 - ○趣味の会(詩吟、民謡、舞踊他)

 - ○告別式用祭壇を購入し、個人負担の軽

減を図る。

- ○返礼の贈物廃止を行なう。
- ○葬祭の簡素化に踏み切る。

4. 生活簡素化運動のとり組み

(イ) 祭壇について

告別式は年々エスカレートして、高価な祭壇が利用されてきた。区民から質素にしようではないかという声が上がり、協議の結果、昭和40年区で祭壇を購入、当時20万円、飾り付けは老人クラブ員が行うので少額の使用料で済み、区民ひとしく恩恵をこうむり、好評である。その後、昭和58年に新たに120万円で購入し、現在に至っている。

(ロ) 返礼の贈物廃止について

簡素化の第2は米の生産調整が始まり、 農村の経済が下降線をたどり、働けるものはすべて会社や作業員として収入の道を求めていった。そこで昭和56年に生活の無駄を省き生活の防衛をしよう。その手始めに見舞、お祝いなどの返礼の贈物を止めようではないか。しかし、小野谷区80戸余りが守っても地区との関連があり、その議題を宮野公民館運営委員会に提案し、宮野公民館、区長会、婦人会が推進員となり実施に踏み切った。

だが、従来からの慣習・慣行で、ややもすれば崩れかかり、再度協議して立て直すという連続であったが、ただ提案した小野谷区だけは、申し合せ事項を完全に守ってきた。62年4月贈物の廃止に加えて葬祭時の簡素化を推し進めている。62年11月嘉穂町で生活簡素化推進委員会を設け、町挙げて簡素化に取り組むことになったが、これは小野谷区の取り組みが刺戟になったことは申すまでもない。

(ハ) 区民の協力態勢について

昭和8年に宮野小唄が作詞、作曲されたが、その第一節に「高木神社の鎮守の里は、ものが豊かで民安し、……云々」とあるが、これは小野谷区を表現したもので、もともとこの地域では、おたがいの争いは避け、平穏をのぞむ気持は強く、現在も残っている。

例えば、町や区が実施する諸行事への 参加は、区民結束のもとに参加をし、連 帯感の強さを持っている。

又、区独自の各種役員選出や行事の計 画等についても、区民の総意にもとづい た決定と運営が今でも行われている。

しかし、反面、農村地帯の特徴でもある地域性は強く、対立関係を憂慮して、物事を話し合いで決定していくという保守的な面もあるが、簡素化運動のように、将来に向って得策だと判断すれば、過去の経緯にはとらわれず、積極的に取り組む姿勢は十分に持ちあわせている。

しかしながら、社会変化の波がこの地 区にも押し寄せ、生活環境もそれなりに 変りつつあるのと、最近、福岡市や北九 州市への通勤者が増加して、従来から継 続してきた協力態勢を維持していくこと が困難になりつつある。

5. 今後の課題

老人クラブや趣味の会では100%に近い出席 率であるが、講演会、研修会、人権学習など では講師に対し、気の毒なくらい出席が悪い。 今後人集めの問題をどう克服するか大きな課 題である。

参 考 資 料

- 1.「福岡県における公民館の実態とその考察」
 - 一これからの公民館の姿を求めて 一

〈公民館福岡 ― 第69号 ―〉 抜すい

- (1) 第 I 章 公民館のあゆみ
- (2) 第Ⅲ章 今後、公民館に期待される役割
- (3) 第IV章 これからの公民館の具体的課題とその対策
- 2. 福岡県公民館関係年表 (昭和20年~46年)
- 3. 福岡県公民館の歩み
 - ① 福岡県公民館大会年表
 - ② 地区別公民館職員研修会
 - ③ 公民館職員県外研修
 - ④ 県内公民館設置数 (年次別)
 - ⑤ 文部大臣表彰の推移
 - ⑥ 県公連歴代会長·副会長名簿

第 I 章 公民館のあゆみ

1. 公民館の構想

公民館は、終戦後の混乱した世相の中から祖国再建と新日本建設の原動力として構想され、全国津々補々に被及し設立されていった。

戦後間もない昭和20年9月、文部省は「新日本建設ノ教育方針」を発表し、文化国家建設のための指針を示した。その中で、社会教育に関して「国民道義の高揚」「国民教養の向上」「国民文化の興隆」が新日本建設の根底となるという考え方から、成人教育の振興・自主的青少年団体の育成の必要性を提起した。同年10月には社会教育局が復活し、11月に「社会教育局設置ニトモナフ斯教育ノ振興ニ関スル件」・「社会教育振興ニ関スル件」等の通牒・訓令が発せられ基本的な方向が明らかにされ、社会教育振興の一連の施策が講じられた。

続いて昭和21年7月「公民館の設置運営について」と題する文部次官通牒が都道府県 知事あて送付された。これを契機に公民館を設置する市町村が急速に増加した。

福岡県では、同年8月、教育民生部長及び内務部長の連名による、21教第2017号 「公民館の設置運営勧奨に関する通牒」が地方事務所長外関係方面に発せられ、特に青年学校の運営と併行して公民館の設置運営に適切な指導を行うよう積極的な扱いを要請した。

2. 公民館の性格と位置づけ

文部次官通牒として出された「公民館の設置運営について」は、我が国公民館運動の 誕生という記念すべき第一歩を印したのである。

公民館の設置運営について

(昭和21年7月5日発社122号文部次官通牒)

国民の教養を高めて、道徳的知識並びに政治的の水準を引上げ、また町村自治体に 民主主義の実際的訓練を与えるとともに、科学思想を普及して、平和産業を振興する 基を築くことは、新日本建設のために最も重要な問題と考えられるが、この要請に応 ずるために、地方において社会教育の中枢機関として図書館・公会堂・町村民集会所 等の計画が進捗し、その実現を見つつあるものも少くないことはまことに欣ばしいこ とである。よって本省においてもこの種の計画が、全国各町村の自発的な創意努力に よって、益々力強く推進されることを希望し、今般凡そ別紙要請に基づく町村公民館 の設置を奨励することとなったから適切な指導奨励を加えられるよう命によって通牒 する。

公民館設置運営の要綱

公民館の主旨及び目的

これからの日本に最も大切なことは、すべての国民が豊かな文化的教養を身につけ、他人に頼らず自主的に物を考え、平和的、協力的に行動する習性を養うことである。そしてこれを基礎として盛んに平和産業を興し、新しい民主日本に生れ変ることである。そのためには教育の普及を何よりも必要とする。わが国の教育は国民学校や青年学校を通じ一応どんな田舎にも普及した形ではあるが、今後の国民教育は青少年を対象とするのみでなく、大人も子供も男も女も、お互いに睦み合い導き合ってお互いの教養を高めてゆくような方法がとられねばならない。公民館は全国の各町村に設置せられ、此処に常時に町村民が打ち集って談論し、読書し、生活上、産業上の指導を受けお互いの交友を深める場所である。それは謂わば郷土における公民学校、図書館、博物館、公会堂、町村民集会所、産業指導所などの機能を兼ねた文化教養の機関である。それは亦青年団、婦人会などの町村における文化団体の本部ともなり、各団体が相提携して町村振興の底力を生み出す場所でもある。この施設は上からの命令で設置されるものではなく真に町村民の自主的な要望と協力によって設置せられ、また町村自身の創意と財力とによって維持せられてゆくことが理想である。

昭和21年9月、文部次官通牒の実質的起草者である寺中作雄氏(のちに文部省社会教育局長)は、「公民館の建設一新しい町村の文化施設一」を刊行した。その中で、公民館は=公民の家=であるとし、「公民たるものが、公民の資格において集り、そこで公民としてふさわしい修養や社交をする施設」であり「われわれのための、われわれの力による、われわれの文化施設ーそれが公民館の特徴であり、公民館の本質である」と述べている。

新日本建設の拠点として、公民館は全国に波及し、建設され、草創期の公民館活動が 展開されていくのである。

このあたりの事情について、寺中作雄氏は、次のように懐古している。(社会教育法成立過程資料集成=昭和出版)

ある日の局議で、議題は「社会教育委員制度の復活」について論ぜられた時、私は 突然との公民館の構想を爆弾動議的に持ち出した。

「社会教育委員の復活も結構である。しかし、社会教育委員だけで、戦後の社会教育を担当させようとしても、到底十分ではない。委員の活動は何といっても個人的なもので、如何に立派な強力な委員が熱心に活動してもその効果は知れたもので熱心な委員の力で、一時的に社会教育が盛んになったとしても、その委員がいなくなれば直ちに火が消えたようになってしまう。私は、社会教育委員制度の外に、その委員の働き場所を提供することを考えなければならぬと思う。即ち社会教育のための中心施設を各市町村に持たせ、同時に社会教育の事業を恒久的に継続して行くような機構を作って、人と施策と事業とが併行して進むよにならなければ、社会教育の振興は期せられないと思う。そこで、私はその社会教育の中心施設として公民館というものを考えてはどうかと思う。公民館というのは、公民学校、図書館、博物館、公会堂、町村民集会所、産業指導所を兼ねたようなもので、社会教育、自治振興、社交娯楽、産業振興、青年養成というような広汎な機能を綜合的に推進する民主的な機構をもった施設にするのだ」というような話を大胆に持ち出した。

このことから理解できるように、公民館は単に社会教育の中心施設として位置づけられたのみならず、郷土振興の原動力となるべき万能的な役割を持つものとして期待されたのである。

3. 発足当時の公民館の機能

公民館の構想が、終戦後の荒廃した人心に勇気と希望を与えた。寺中氏の著書「公民館の建設一新しい町村の文化施設一」の中ではその拠点としての公民館の機能を「公民館は多方面の機能を持った文化施設である」とし、

第一に公民館は一つの社会教育機関であり

第二に公民館は一つの社交娯楽機関であり

第三に公民館は町村自治振興の機関であり

第四に公民館は産業振興の機関であり

第五に公民館は新しい時代に処すべき青年の養成に最も関心を持つ機関である。 としている。

しかし、戦後の諸情勢の下では十分な施設、設備を設けられる筈はなかった。

「公民館の設置及び運営について」、文部次官通牒の中でも「公民館のために新たに 建築を起すことは困難であるから成るべく町村中心地区に在る最も適当な既設建物、例 えば青年学校の校舎或は既存の道場、公会堂、寺院、工場宿舎、その他適当な既設建物 を選んで設置すること。学校以外に図書館、博物館、郷土館等があればこれを公民館に 併合し、又これを公民館の分館として活用すること。私立に係る各種の施設で協議の上 公民館に併合し得るものはこれを併合すること。」と述べている。しかしながら、施設 ・設備の整備よりも、運動に力点をおいた関係もあり、施設をもたない「青空公民館」 や看板を掲げるだけの公民館も現われている。

全国公民館連合会第一次専門委員会報告 一総論、序説においても「昭和21年に発せられた文部次官通達は、荒廃した郷土民心に適合し、公民館運動の波は全国にひろがっていった。しかしながら当時としてはやむをえない一面であったが、それは施設観の強調においてじゅうぶんでなく、このことが現在にまでに尾をひいている…」といっている。

4. 社会教育法制定と公民館

戦後、国においては、教育行政にかかわる基本法令の制定を急ぎ、昭和22年~24年にかけて教育基本法、学校教育法、教育委員会法等が制定された。特に、社会教育分野では、昭和24年6月に社会教育法が制定され、社会教育にかかわる国及び地方公共団体の任務が定められ、我が国初めての社会教育単独法として施行されるに至った。

社会教育法の中では、全57条のうち公民館にかかわる条文が20条から42条までの多く を有しており、実質的には公民館法ともいわれるもので、このことの意義を全公連25年 史では次の3点に評価している。

- ① 公民館の設置・運営に法的根拠を与え、公民館の法的性格を明確にしたこと。
- ② 公民館の事業内容を明確にしたこと。
- ③ 運営費に対する国庫補助の道を開いたことである。

法的根拠を得た公民館は、地域における社会教育の中心施設として位置づけられ、社会教育関係団体の育成、その他文化活動や学習活動を地域に密着した中で推進していった。

ちなみに、昭和24年現在、福岡県における市町村数 286 でその市町村が設置した公民館の数 259 館を数えた。設置率 90.6%は設置率において全国第 1 位の実績を示している。

さらに、昭和22年11月3日新憲法公布記念日に、はじめての全国優良公民館表彰が行われ、嘉穂郡庄内村公民館(現庄内町)が表彰を受け、次いで翌年第1回優良公民館文部大臣表彰が実施されたが、これには浮羽郡水縄村公民館(現田主丸町)が表彰を受けた。

このことからも、福岡県における公民館建設への取り組みの早さとともに、市町村振 駆に対する県民の気概を見ることができる。

昭和27年4月、我が国は独立国として、新しい国内体制の整備が急がれた。しかし、昭和28・29年頃から全国的に地方財政の窮迫が進むとともに、町村合併が行われるなどの急激な社会の構造的変化が起り、公民館にかなりの影響を与えた。

この時期は町村合併による公民館の統廃合が進み、職員体制の低下が目立った時期で もある。昭和31年度版「福岡県教育要覧」によると、昭和31年度の公民館数が昭和28年 度に比べて、75館の減少したことを示し、その理由は、従来の町村の本館が支館となり、 支館が増えたためであるとしている。

これに加えて、昭和27年11月には地方教育委員会の設置によって、教育委員会は市町村のすべてに設置され、教育行政が一般行政から分離され、公民館の所管が市町村長から教育委員会へと移行することになったのである。

5. 社会教育法の一部改正

社会教育法が戦後の社会教育の振興に大きな役割を果たしたことはいうまでもないが、 その後の社会の変化や進展は、社会教育の振興にとって、必ずしも実態とあわない点を 生じ、社会教育関係者の間で社会教育法改正への気運が高まってきた。

その当時の状況が、昭和33年に行われた全国公民館大会の決議事項及び都市公民館研究大会の要望書に端的に表われている。

第7回 全国公民館大会

会 期 昭和33年6月3日~5日

会 場 鳥取県米子市公会堂

決議事項

われら公民館関係者は、鳥取県米子市において第7回全国公民館大会を開催し、現下の公民館の実態をつぶさに検討し、かつ、冷厳な自己反省の結果、組織の強化を図るとともに、われら多年の念願である公民館の飛躍的発展を図るため、関係法令の改正を、関係者打って一丸となり、一日も早く実施し、もって所期の目的を達成することを期する。 (全公連25年史から)

第5回 都市公民館研究大会

会 期 昭和33年11月6日~8日

会 場 福岡県八幡市市民会館

要望書 (抜すい)

公民館活動は多くの未解決の問題が山積しており、これらの問題解決の方策として、 社会教育法の改正が今次国会に提出された。これはわれわれ公民館人が多年の要望に もとづくものであり、これが実現によって公民館の振興発展をみようとしている。

ここに参加者 1,500 人の総意にもとづき、つぎの事項を決議し、これが実現を強く要望する。

- 1) 社会教育法の一部改正する法律案の今次国会における成立を期する。 なお、公民館主事の必置を強く要望する。
- 2) 社会教育予算、とくに公民館関係予算を大巾に増額すること。
- 3) 公民館等社会教育施設の建設についての起債を優先的に認めること。

このことからも、社会教育法の一部改正や公民館予算・公民館建設にかける全国公民 館関係者の強い要望があったことを知ることが出来る。

昭和34年4月、社会教育法の一部改正が行われた。

のちに、全公連は「公民館のあるべき姿と今日的指標」の中で、公民館に関して次の 6項目にまとめ改正について評価している。

- 1)分館に関する規定を設けたこと。
- 2) 公民館の設置及び運営上必要な基準を定めることが出来るようにしたこと。
- 3) 「文部大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の公民館が前項の基準に従って設置され及び運営されるように、当該市町村に対して、指導・助言その他の援助に努めるものとする」として、上級官庁の権限を明記したこと。
- 4) 主事についての名称・職務内容・任命方式を明らかにしたこと。
- 5)国の公民館への経費補助規定が従来は運営費に限られていたのに対し、施設設備の 補助にまで拡大したこと。
- 6) 公民館職員の研修について、任命権者のほか、文部大臣および都道府県の教育委員 会が行いうるようにしたこと。

更に、昭和34年12月、文部省は「公民館の設置及び運営に関する基準」を告示し、公 民館の施設・設備・職員の基準等を示し、法改正と相まって社会教育体制の拡充を志向 することとなった。

つづいて翌年、この基準の取扱いについて社会教育局長通達が各都道府県教育委員会 あて出され「この基準は、現段階において公民館の事業の達成と遂行上、少なくとも必 要とする内容を示したもので理想的水準を規定したものではない。」と、かなり強く基 準の位置づけを明確にしている。

6. 公民館建設への意欲的な取組み

「公民館の設置及び運営に関する基準」の告示及びその取扱いについての通達は、全国各地に公民館建設を促進する大きな足がかりとなり、本県においても公民館の整備拡充に対して積極的な姿勢で対応が続けられた。

昭和35年度第9回全国公民館大会においても、研究討議のテーマに「公民館の設置及び運営基準の実現を期するにはどうしたらよいか」等をとりあげて、論議がかわされた後に、次のように決議している。

(決議事項)

- 1)公民館を市町村の義務設置とするようすみやかに法の改正を行うこと。
- 2)公民館の施設及び設備に対する国庫補助金と、建築費に対する起債のわくを大幅 に増額すること。
- 3)公民館の館長および主事を必置とするようすみやかに法を改正し、その給与は義 務教育費国庫負担法に準じて取扱うなど、財政的措置を確立すること。
- 4)公民館運営の充実をはかるため地方交付税の積算基準を大幅に引上げること。
- 5)省略

昭和30年代後半から40年度前半にかけ、経済の高度成長政策の影響もあって、自治体 もようやく財政的余裕を見せるとともに国・県の助成もあり、他の公共施設に先がけて 公民館の建設が進められるようになった。

公民館は、自治意識の啓培・住民の学習文化活動の拠点として定着していくのである。 しかし、都市部においては公民館類似施設の建設も進められ、市民会館や文化センタ ーなど学術・文化施設が出現し、新しいコミュニティ形成の政策があわせて進められる ようになってきた。 一方、経済の高度成長とともに急激な社会構造の変化、地域社会の変ぼう、人びとの 生活文化の向上等によって、公民館の在り方についてあらたな問題を提起してきたので ある。

また、約20年を経過した公民館の施設も、すでに老朽化が進みはじめ、より機能的な 近代的デラックスな公民館を建設するようになってきた。

その後、昭和40年代後半にかけて社会の変動は一層急激となり、教育行政や公民館の活動にも大きな影響をもたらしてくるのである。

7. 急激な社会の変化と公民館

文部省は、変容する社会の実情にかんがみ昭和38年「進展する社会と公民館の運営」を刊行。全国公民館連合会は、昭和43年「公民館のあるべき姿と今日的指標」(第1次専門委員会報告)を示して、急激に変ぼうする社会状況に合致する公民館のあり方を求めていった。

昭和46年には、社会教育審議会から「急激な社会構造の変化に対応する社会教育のあり方について」答申がだされ、その中で公民館の課題が提起されている。同答申は「社会教育行政の当面の重点」の一つとして「社会教育行政の基盤たる社会教育の人的物的条件の整備がとくに重要であり、その当面の焦点となるのは、人的面では社会教育主事、物的面では公民館である」と述べており、特に公民館については「従来ややもすればその性格と活動が明確に理解されていないきらいがあったが、コミュニティ・センターの性格を含む広い意味での社会教育の中心施設として、地域住民の各種の日常的学習要求にてたえながら、とくに新しいコミュニティの形成と人間性の伸長に果たす役割があらためて重視されなければならない……(後略)」と、公民館の新しい役割とその拡充整備について述べている。

8. 生涯教育の中核施設としての公民館

昭和59年3月、全国公民館連合会は「生涯教育時代に即応した公民館のあり方」(全公連第5次専門委員会答申)を全国に配布した。

その中でも「もともと社会教育は、時代の変化を予見し住民がその生活を守り、発展させるのに必要な教育課題をとらえて、適切な学習の機会と場を提供し、その成果を地域に還元することを本旨とするものであり、それは学校教育とともに生涯教育の中核をなすものである。公民館はその実践の中枢機関としての任務を課せられている」とし、公民館の理念・管理運営方針・専門的職員・事業の構造化・行財政の課題の各項にわた

り細密に記述している。

ともあれ、40年の歳月を歩んできた公民館の軌跡の概要を回顧してきたが、生涯教育の考え方が論議から実践の時代にはいった今日、公民館に対する新しい期待はさらに増大されていくものである。

今日の激しい社会の変化に対応するために人々は自己の充実や生活の向上に対して、あらゆる機会を通してたえず学習する必要性が求められている。

生涯にわたる学習機会を提供し生涯教育を推進する中核機関としての公民館のもつ役割は非常に重要になってきた。

公民館発足当初の理念を再確認しながら、社会構造の変化に対応し、公民館類似施設や民間教育産業等と連携しながら、公教育機関としての公民館の経営・役割・機能について研究しなければならないときを迎えているといえるのである。

第Ⅲ章 今後、公民館に期待される役割

これからの公民館の方向

昭和21年7月文部次官通牒によって公民館が構想されて以来約40年近くなるが、その間 に公民館が社会教育の中核施設として果たしてきた役割やその成果は高く評価できるもの である。

しかし、近年の急激な社会構造の変化は、人びとの学習要求の多様化、高度化をもたら し、公民館に対する期待も多岐にわたり、それらに応えていく公民館の管理・運営のあり 方も複雑化し、公民館は多くの問題や課題をかかえるに至ったといえる。

特に、最近は社会教育以外の他行政部局や各種団体をはじめ、コミュニティセンターなどの公民館類似施設やカルチャーセンターに代表される民間教育産業、さらには、マスコミ、企業等の中でも人びとの学習機会や場が提供されるようになってきており、新たに公民館のもつ固有の役割や機能の見直しが必要となってきている。

また、今日の社会の変化に対応する教育のあり方として生涯教育が提唱され、その推進にあたって社会教育に寄せられる期待は一段と高まり、とりわけ、社会教育の中心施設である公民館は、生涯教育推進の拠点となるべき施設として重要視されているといえる。このことは、昭和59年3月全国公民館連合会の第5次専門委員会が答申した「生涯教育時代に即応した公民館のあり方」の中で21世紀に向って公民館が選ぶべき進路として具体的に提起していることからも理解できるところである。

このような状況の中にあって、人びとは多くの生活上、教育上の諸問題に直面しており、 これらの諸問題に対応し、生活の向上や自己の充実を図り、生きがいのある人生を享受し ていくために、自らが生涯にわたって学習を続けていくことが必要となってきている。

したがって、地域社会における人びとの学習施設である公民館は、人びとの学習要求に 対応できる教育施設としての機能を十分備え持つことが必要であり、その充実のために社 会教育行政担当者は最大限の努力をすることが重要である。

(1) 学習機会提供の拠点としての公民館

公民館が構想されて以来、地域住民の学習機会の場として、公民館が果たしてきた役割は高く評価できるといえる。

しかし、先にも述べたように最近になって、公民館以外でも人びとの学習の機会や場は 多く用意されるようになり、新たに公民館の役割や機能が問われている。

このことは、公民館から学習機会提供の機能が失われたとか、必要がなくなったというのではなく、公民館以外の他施設や機関で学習機会が提供されればされるほど、また、住民の学習要求が多様化、高度化すればするほど新しく、時代の変化に即応した公民館の役

割や機能のあり方が期待されてきたものとして受けとめるべきであり、従前から多くの公 民館で実施されてきた定型化・画一化された学習内容や方法を見直し地域住民の多様化、 高度化した学習要求に応えられる学習提供の拠点としての機能の充実を図るべきである。

(2) 学習情報提供・学習相談の拠点としての公民館

今日、さまざまな情報伝達手段の発達は著しく、その中にあって人びとは、はん乱する 情報の洪水に流され、自我と個性を見失い、価値観の混乱を引き起こしている。

このような情報化社会と呼ばれる状況の中で、人びとの学習意欲を高め、学習が効果的 に行われるためには、学習に必要な情報が豊富にしかも適切に提供される必要がある。

そのためには、いつでも、どこでも、誰でも求めに応じて学習情報が入手できる機関が 身近かなところに存在する必要がある。このことから、地域における公的教育機関である 公民館が、地域住民のための学習情報、学習相談サービスセンターとしての役割・機能を 持つことが新たに期待されてきているといえる。

今後、人びとにとって学習情報の取得は現実の学習活動の効果を左右する大きな要因になる可能性が大きく、学習内容、方法等に関する学習相談とともに、学習情報の計画的、 継続的な提供は人びとの生涯学習を推進する上で大きな意義を持っているといえる。

いづれにしても、公民館は他の教育機関・施設等と十分に連携をとって、地域の学習情報センターの拠点として位置づく必要がある。

(3) 学習活動を結ぶ拠点としての公民館

地域における公的教育機関である公民館活動の中心が学習活動にあることはいうまでもない。

しかしながら、地域社会の中では、公民館以外の施設・機関等の中で人びとのための各種学習事業が実施されており、多くの人びとがそれらを活用しながら学習活動を展開している。しかし、それらの大部分の学習活動は独立しており必ずしも連携・協力をとっていないのが実態である。生涯教育の視点に立って考えるならば、今後は地域の学習活動が効果的に、しかも地域住民に適切に提供されるような体制を確立する必要があるだろう。

そのために公民館は、それぞれの機関や施設等で実施されている事業や学習活動の情報を収集し、提供することをはじめ、同じような学習グループを紹介したり、相互に情報交換できる場を設定したり、また、事業を実施する担当者を集めての研修の場を設けるなど種々の学習活動を結ぶ、いわゆる連絡調整する機能をもつ総合的な教育機関としての役割をもつことが必要がある。

このような意味から、これからの公民館は地域の学習活動推進の総合的連絡調整施設としての機能をもち、地域のあらゆる学習活動を結ぶ拠点となる必要がある。

(4) コミュニティ活動を推進する拠点としての公民館

今日の急激な社会変化は、人びとの生活に物質的な豊かさをもたらしたものの、反面、 人間性の喪失や自己中心的風潮の増加、世代間の断絶等の憂慮すべき「心の貧困化」をひ き起こし、地域社会においては、地域連帯意識や地域の教育力の低下をもたらしている。 このような中にあって、人びとが豊かで、住みよい地域社会をつくるためには、まづ、 人びと自らが自然の豊かさを生活に生かし、人と人の触れ合いを大切にし、思いやりに満 ちた社会風土を創造することが重要な課題となってきている。

そのために、今後は、地域のすべての人びとが相互に交流を深め、それぞれの立場から 積極的に参加していくコミュニティ活動を活発にしていく必要がある。コミュニティ活動 への人びとの自発的参加それ自体に教育的価値はあるが、参加を通して個人や地域がかか える諸問題を整理し、その解決のために人びとが相互に協力し合いながら実践していくこ とが、活力ある地域社会づくりに通じるものである。

これらの地域コミュニティ活動のためには、公民館は地域における各種活動の指導者の養成、確保に努めるとともに、住民の社会参加活動を積極的に奨励し、各種活動の方向や方法等について指導できる体制や機能を整備しておくことが大切である。

そのような意味から、これからの公民館はコミュニティ活動を推進する拠点になることが求められており、さらにはそれらの活動を通しての新しいコミュニティづくりの拠点になる必要があるといえる。

第Ⅳ章 これからの公民館の具体的課題とその対策

今後、公民館に期待される役割・機能については前章で述べたとおりである。

しかし、福岡県下における公民館の実態は第II章で述べたとおり課題や問題点が山積しているといわざるを得ない。しかも、今日の社会の変化に対応する教育のあり方として生涯教育が提唱されており、社会教育の分野でも生涯教育の視点にたった社会教育の推進は重要な課題となってきている。しかし、残念ながら、福岡県における生涯教育の推進は、必ずしも十分ではなく、本年2月に県教育委員会の中に「福岡県生涯教育推進会議」が設置され、福岡県としては生涯教育の推進のための第一歩を踏み出したばかりである。

生涯教育の推進は何といっても住民自身が行う学習や文化・スポーツ等の諸活動であり、 そのための機会や場を提供する公民館は生涯教育推進の中心機関であるといえる。

しかしながら、公民館をとりまく外的条件として、公民館類似施設の増加や、民間教育 産業の隆盛等により、従来公民館の主たる事業として行っていた住民のための学習提供事 業が他でも営まれるようになっており、また職員体制の不十分さ、財政事情の悪化等によ る内的条件のきびしさがでてきている現実がある。

そのような中にあって、社会教育推進の中心施設である公民館が従来のままでよいはず はなく、現実の実態を認識し、見直し、時代に即応した新しい公民館像を構築していく必 要性が求められているといえる。

そこで、ここではこれからの公民館のあり方として現実を見つめ、生涯教育推進の拠点 となる公民館をイメージしながらその対応策について考えてみたい。

1. 公民館を生涯教育推進の拠点とするために

地域の生涯教育を推進する上で、社会教育に寄せられる期待は非常に大きく、なかでも 社会教育推進の中心施設である公民館は、生涯教育推進の拠点となるべき役割・機能が期 待されている。

この期待に社会教育、特に公民館が応えるためには地域の中で生涯教育を推進していく 体制づくりを考えていく必要がある。

県内では、社会教育の分野から生涯教育推進体制づくりにアプローチしている地域もあるが、まだまだその取り組みは遅れているといえる。市町村においては、社会教育に関する諸計画の立案を行う社会教育委員の会議や、公民館における各種の事業の企画・実施について調査審議する公民館運営審議会等があり、新たに、生涯教育推進のための会議等を発足させることは困難も予想されることから、当面はこれからの会議内容の充実を図りな

がら生涯教育推進のための体制づくりに着手すべきである。

(1) 生涯教育を推進する公民館の体制づくり

① 職員体制の確立と専門性の向上を図る

公民館がその機能を十二分に発揮するには職員体制の充実を図ることが最大の課題である。「公民館が生きるか死ぬかは職員による」とよく言われるのも職員の果たす役割が大きいからである。

特に、生涯教育の推進が叫ばれる今日、公民館の職員体制(専任・常勤館長の設置、 公民館主事等専門職員の配置等)の確立と職員の専門性(企画力、指導力、専門知識)が ますます要求される状況にある。

しかし、県内公民館の職員体制は必ずしも充実しているとは言えない。

館長について、専任、兼任別にみると専任館長が60%、常勤、非常勤別では常勤館長が40%である。特に、館長の非常勤化は高まる傾向にある。公民館の最高責任者である館長は当然常勤でしかも専任が望まれるが実態は低く、このことが改善されない限り、生涯教育推進の拠点となる公民館の管理・運営はもちろんのこと公民館の主体性の確立も望めないといえる。

また、公民館主事の設置についても全公民館の中で24%しか設置されておらず、しかも 高い専門性が要求される職務でありながら公民館主事のうち社会教育主事の有資格者は22 %にすぎない状況である。

館長と公民館主事の現状についてみたが、他の職員も含めた職員体制の不備は常に指摘されているところである。現状ではその解決は非常に困難が予想されているところであるが生涯教育を推進する拠点としての公民館を考える場合、避けて通れない重要な問題であり、今後とも公民館職員体制の整備に積極的に取り組む必要がある。また、公民館職員体制の整備とあわせて、公民館の活性化の重要な要素は、職員の資質の問題である。

公民館の職員に専門性が要求されることは先に述べたが、住民の学習要求が多様化、高度化してくればくるほど公民館の職員の専門的資質の向上が必要になってくる。職員の資質の向上のためには、職員自身の自己学習はもちろん、研修会等への積極的参加、経験年数等が必要と考えられるが、58年度中の研修会の参加状況をみると、一年間全く研修を受ける機会がなかった館長が28.5%、公民館主事26.5%、2回以下では両者とも50%といった状況である。確かに現実は業務内容の量的・質的変化に伴う多忙さ、また、市町村における人事異動等による経験の浅さ、職員体制の不十分さ等があり、研修会等への参加できにくい条件もあるが、職員の専門性の重要さを考え、再度職員の研修機会の拡充を考えて

みることが肝要である。

② 公民館の施設・設備の拡充を図る

昭和34年12月に文部省から告示された「公民館の設置及び運営に関する基準」は、昭和24年に制定された「社会教育法」が昭和34年4月に大幅に改正され、23条の2として「公民館の基準」として追加されたものである。

このことは、公民館関係者の永年の懸案であった公民館の設置基準が法的に位置づけられたものであり、このことによって、全国のみならず県内の公民館の施設整備に大きな影響を与えたことは周知のとおりである。

ところで本県の公民館の設置状況及び施設の整備状況をみると、館としての公民館を持たない市町村もあり、また、公民館はあっても事務室だけしかないという公民館もある状である。公民館はなくても公民館類似施設等を公民館と同じ機能を持たせ、住民の利用に供するという努力も見られるが、公民館が真に住民のための学習施設として位置づくためにも、早急な公民館の設置が望まれるところである。

とはいえ、公民館は単に館があればよいというのではなく、その中に館長をはじめとする職員体制の整備が行われ、さらには、館を中心として住民のための各種事業が行われる ことによって、はじめて公民館といえるのであり、館の設置とともに職員体制、事業の実施等が併せて整備される必要がある。

公民館の所有室の状況についても第Ⅱ章で述べているが、従来、公民館が各種団体、グループ・サークル的な利用を促進してきた経緯があることから、会議室、講義室、実験・実習室的な集団で活用できる部屋の確保が強調され、整備されてきたが、市町村における生涯教育推進の拠点としての機能を備えた公民館になるためには、単に集団で活用できる部屋の整備だけでなく、個人学習のための施設や住民相互が自由に交流できる部屋(空間)の整備も併せて検討される必要があるといえる。

特に、独立した図書館が少ない本県の場合は、公民館図書室は住民の多様化、高度化した学習要求へ対応できる学習情報資料室としての機能を備えることが望まれるところである。また、談話室、展示室、体育・レクリエーション室等も個人としても気軽るに利用でき、住民相互が触れ合い、交流を深める場として重要な役割を持つ施設の一部であり、これら公民館の中で特に利用上の規制のないニュートラルコーナーともいうべき部屋(空間)の整備を図っていく必要がある。すでに一部の公民館では、利用者が自由に使える喫茶コーナー等を設け住民の交流の場として効果をあげているところもあり、既存の施設でも工夫すればこれらの設備が可能と考えられるところから一考を期待したいところである。

さらには、近年の科学技術の進展に伴い、新聞、テレビをはじめニューメディアと呼ば

れる情報通信媒体の発達は著しく、人びとの生活を大きく変えようとしている。公民館が保有する視聴覚室等は、単に映画を写す場としてだけではなく、コンピューター等も導入した学習情報室、学習情報処理(収集、分析、提供)室としても機能するよう整備されるべきである。

しかしながら現実は、公民館の実態調査の中で公民館職員は「施設・設備の不備」を 33.7%が公民館がかかえる課題や問題点として指摘しており、このことは公民館施設が住 民の学習要求に必ずしも合致しなかったり、最近の公民館利用者の増加に対し、施設の狭 あいさや、それからくる新しい事業実施上の困難性等を公民館職員自身が痛切に感じてい ることを意味していると考えられる。

そのような中にあって、最近では大型化、デラックス化した公民館も増加傾向にあり、 市町村における住民の学習の拠点施設として位置づけられてきた点では高く評価できるが、 大型化、デラックス化したがゆえに、管理強化が厳しく、かえって住民が利用しにくい状 況もでてきており、本来的に公民館がもつ役割、機能等を見直し、住民が日常生活におい て必要に応じて、いつでも、だれでも自由に活用できる公民館づくりを行うことが大切で ある。

(3) 生涯教育を推進する公民館事業の整備を図る

社会教育における事業は、社会教育法の中でも明らかなように、主として社会教育の中心施設である公民館で実施することになっており、それが効果的に推進されるためには、 当然公民館施設や人的体制が整備されていることが前提である。その上、社会教育の事業 活動を行うための経費が十分に確保されていることが必要である。

しかしながら、社会教育行政の予算、とりわけ社会教育の事業費は、法や条例等の中で 支出を義務づけられた経費が少なく、また、今日の行政における財政事情の悪化と相まっ て、年々厳しい状況下に追い込まれてきているといえる。

そのような中にあって、今日の社会の変化に対応する教育のあり方として、新たに生涯 教育の必要性が強く叫ばれてきており、その推進の中心として社会教育へ寄せられる期待 はますます高まってきている。

それだけに、社会教育行政における予算の確保は、これからの社会教育の振興のみならず生涯教育推進にとって、極めて重要な意味をもつものであり、そのために社会教育行政 担当者は、予算確保のために最大の努力をする必要がある。

特に、社会教育事業を実施する公民館関係職員は、単に従来までの事業を踏襲して実施 するだけでなく、事業全体を見直し、長期的展望にたった体系化された公民館事業の総合 的計画の策定を行い、それを基本とした個々の事業の教育効果、予算の効果等を明確にし ていくことが必要である。

さらには、社会教育の本来の姿は、住民自らの自発的な学習や文化・スポーツ活動に基 盤を置くものであるという基本的立場にたって、公民館で実施する事業の中で、民間団体 やグループ・サークルにまかせられるものは思い切ってまかせたり、また、個人にのみ還 元する内容の事業については、受益者負担の原則を導入するなどして、住民の自発性を高 める方策を検討していくことも必要である。

また、一方では、公民館が地域住民のための学習拠点と位置づくためにも、公民館が他 の行政機関や教育機関、団体等との連携・協力を推進する拠点として機能し、事業の展開 を図っていく施策等も併せて考えていくことが大切である。

(2) 他の教育機関・施設相互の連携・協力を推進する核として

(1) 自治(町内)公民館の活性化と連携・協力を推進する

住民が日常的に学習を行うためには、何よりも身近かに学習する機会や場が存在することが必要である。その意味から町内会単位等で設置されている自治(町内)公民館の存在をみのがすわけにはいかないだろう。

県内の公立公民館の8割がその対象区域に自治(町内)公民館を持っており、しかも 相互に何らかの関係を持っているという調査結果である。また、市町村によっては、これ らを分館的存在として位置づけその関係を強化しているところもある。

また、これら自治(町内)公民館には運営委員会等が設置され、自主的に種々の事業が 展開されており、一部の地区によっては公立公民館に匹敵するような事業を展開している 自治(町内)公民館もあるが、大部分の自治(町内)公民館は運営のあり方や望ましい事 業計画について模策の状態にあるといえる。

このことは、自治(町内)公民館が地域住民の自主性に基づき建設され、運営されているものであり、公立公民館に比べ、人的、物的、財政的にも厳しい状況にあるだけに仕方のない面もあるが、生涯教育推進が叫ばれている今日、地域住民にとって身近かな学習施設としてとらえるならば、今後公立公民館は自治(町内)公民館との連携を深め、協力、援助する方向で自治(町内)公民館活性化の方向を真剣に考えていくべきである。

しかし、あくまでも自治(町内)公民館は町内住民の共同の施設であり、住民の参加と協力により自主的に運営される。いわば住民自治の場である。ここでは住民の自主的発想によって身近かな日常生活上の学習や地域課題解決のための活動が展開されるべきものであり、これらの活動は尊重されなければならない。そのためには、公立公民館は自治(町内)公民館を一方的な下請け機関とするのではなく、あくまでも地域における生涯教育推

進の場として位置づけをする必要がある。

さらに、今後は自治(町内)公民館活動の活性化を図るために、公立公民館との連携を密にし、財政的援助だけでなく、求めに応じて積極的に住民のための学習機会の提供や学習情報・資料等の提供等の援助をすべきである。また、公立公民館が中心になって市町村内の自治(町内)公民館の連絡会を組織し、自治(町内)公民館相互の情報交換や連携を図ったり、研修の機会を設けることも併せて考えていくことが大切である。

② 他の教育機関・施設相互の連携・協力を推進する

公民館が今後地域の生涯教育推進の中心施設として、他の教育機関・施設相互の教育事業と連携・協力を図る機能を持つ必要があることは、すでに前章で述べたとおりである。

最近では、公民館や社会教育関係機関だけでなく、他の行政部局やそこで設置された機関や施設などでも、住民を対象とする学習機会の提供が広く行われるようになってきており、地域によってはむしろこれらの機関・施設が行う学習機会提供事業の方が多いところさえでてきている。

住民の立場から考えると、これらの学習機会提供事業の実施主体がどこであろうと、それは一向にかまわないわけであって、むしろその機会・学習プログラム、運営が学習者に とって適切であればよいのである。

しかしながら、現実には、一住民が学習要求を持っても、いつ、どこで、どのような学習提供事業が行われ、どのような手続きが必要かなどの学習情報は必らずしも住民に周知されていないのである。

そのためにも、公民館が中心になって学習提供事業を行っている機関、施設、民間団体等と連絡を密にし、それらが行う学習提供事業について日常的に学習情報として提供できるシステムを確立しておくことが大切である。生涯教育を推進していくための拠点としての公民館の機能として、これらの学習機会提供事業の連絡調整や学習相談に応じられることはこれからの公民館の新たな機能として不可欠といえる分野である。

本県では、現在のところ公民館はその機能を十分に整えていないし、さらに公民館と他の機関・施設との連携も必ずしも十分とはいえない状況にあるといえる。

当面は、公民館が主体となって管内の他の教育機関・施設等の定例的な連絡会を発足させるなどして、相互の連携・協力体制づくりに着手することが必要だろう。そのことが他との事業提携、情報提供、人材交流、学習教材・教具の貸借、施設の貸借等の相互協力の足がかりとなるものであり、地域における教育機関としての公民館の位置づけが確立されてくるのである。

また、その連携・協力の範囲は単独の市町村のみならず他の自治体、さらに県の機関・

施設へと拡げていくことが大切である。

2. 生涯教育を推進する公民館の管理・運営方針の確立のために

(1) 公民館の主体性を確立する

第11章で述べたとおり、調査結果によれば、教育委員会と公民館の間に予算・職員・事業の面での区別が明確になっていない市町村が多く、その関係は「混然一体となって判然としない」と答えた公民館が70%あることが明らかになった。もちろん、この数値は、市町村の予算規模や職員体制等の条件が深くかかわっていることが考えられるだけに、一概にこのことだけで市町村の社会教育行政や公民館活動の評価を行うことは早計であろうし、また、このことは、社会教育法第5条(市町村教育委員会の事務)と第22条(公民館の事業)の関係として、過去において種々討議されてきた分野でもあり、結論が出しにくい面もある。

しかし、基本的には、住民を直接対象とする事業は教育機関である公民館が担当し、そのための条件整備は教育委員会が行うといった役割分担を明確にすることが望ましい姿だと考える。そうすることにより、地域における住民の学習機関としての公民館の主体制が確立されることになり、これからの生涯教育を推進していく拠点としての役割が発揮される。しかしながら、さらに調査結果を見ると、公民館が行った事業に対し、館長に決裁権及び予算執行の権限が与えられているのは30%しかなく、このことも公民館の主体性を考えた場合、現実には、大きな課題にあるといわざるを得ない。

また、職員にしても、社会教育行政と公民館職員を兼務している場合が多いことも、公民館の主体制を阻害する原因となっているともいえる。これらの課題を早急に解決することは困難が予想されるが、公民館に主体性を持たせ、その活動の振興を図るためには、何よりも生涯教育時代における公民館の役割について、公民館職員自身が十分認識することが肝要であり、また、行政部局や地域住民への周知徹底を図ることも生涯教育推進の拠点となる公民館の確立に極めて重要な要素となるものである。

(2) 地域住民の公民館利用を促進する

公民館がいくら学習機会を提供、援助しようとしても、住民の参加及び利用がなければ その存在意義はないに等しい。地域住民の学習参加及び利用の促進を図るため、地域の実 態に即して、公民館の管理・運営方針を確立する必要がある。

このことについて、「生涯教育時代に即応した公民館のあり方」(昭和59・3全国公民 館連合会第5次専門委員会答申)は「類似施設や法人立の公民館といわれるものを除き、 既存の公民館のうち圧倒的多数を占める公立の公民館は、21世紀を目ざす生涯教育の重要な機関として、それにふさわしい管理・運営をしなければならない。公立公民館は、特に関係法令や条例・規則によって制約を受けるが、そのもとにおいても日常の運営に工夫を てらし、住民に活用されるものにしなければならない」と述べている。

ここでも強調されているように、これからの公民館は、生涯教育を推進する視点から住 民本位にその管理・運営を見直したり、工夫をするよう求められているのである。

しかし、県内の実態をみると、例えば日曜日を休館日としている公民館が $\frac{1}{3}$ もあり、利用者にとって非常に不便な状況にある。このことは第 II 章で問題点として指摘しているとおりである。その背景には職員の勤務条件や財政上の問題等が考えられるが、公民館の管理・運営は住民の利用に供されるべきものであるという設置目的からすると、考慮される重要な課題といえる。

また、最近県内でも財政事情等の理由により、職員を減員したり、公民館の管理、運営をすべて第3セクター等に委託する動きもある。このことは、地域住民の学習活動を啓発し、援助するという公的教育機関としての公民館の機能の低下をきたすことになるといえる。

その他にも、公民館の管理、運営上の問題は数多くあるが、いずれにしても市町村の社会教育行政施策に照らし検討が望まれるところである。その際、公民館は地域における生涯教育推進の中心となるべき機関であり、さらに新しい地域社会の形成を図る拠点、即ちコミュニティづくりの実践拠点を目指していることを忘れてはならない。

(3) 個人学習に対応できる公民館の管理・運営方法を考える

公民館が多くの住民に積極的に活用され、しかも効果的に活用されるためには単に大型化・デラックス化した公民館を建設すればよいというのではなく、公民館の施設・設備の内容の充実とその機能を高めることが必要である。社会教育法にみられる社会教育の定義では、「………主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動という」とあり、従来は団体・グループ・サークルの利用を想定した公民館づくりであったが、社会の変化とともに住民の個人個人の学習要求は高度化、多様化してきており、そのためには個人学習にも対応できる公民館の管理・運営が求められているのである。その第1は、何といっても個人の学習要求に応えられる学習機会や学習内容が用意されておくことであり、第2は、個人が必要とする学習情報が適切に提供できるよう整備され、提供されることである。第3は、個人の学習相談に応じられる職員が配置されていることであろう。さらに欲を言うならば、第4に、第1から第3のことを実現するに必要な施設・設備が整えられ

ていることである。もちろん、このことは集団学習への対応も可能であることを意味していることは言うまでもない。しかし、財政事情の悪化や職員体制の不備の中で、これら全てを要求することは困難も予想されるが、可能なところから手がけ、望ましい方向へ転換していくことが必要である。例えば、公民館図書室には単に閲覧サービスだけでなく、学習情報センターとして、また学習相談センターとしての機能をもたせ、図書司書や図書担当者に学習相談員としての専門性を持たせたり、展示室に学習相談コーナーを設けたり、また視聴覚室を利用して、身近で行われている学習活動の紹介を視覚に訴えるなど、既存のものでも工夫すれば改善していくことが可能だと考える。そのための前提条件として、日頃から、①人びとが気軽に立ち寄れる雰囲気をつくるため、人びとが自由に歓談したり、お茶が飲めたり、新聞・雑誌が読めたりする場を整備しておくこと。②施設・設備の個人利用を認めること。③人びとの期待する学習情報が整備され、自由に手に入れられること。④展示室・ロビー等が人びとに開放され、人びとの創作発表等に供されることなどを考えておくことが大切である。

(4) 公民館運営審議会の活性化を図る

公民館運営審議会設置の主旨は広く地域住民の意見を聞き、公民館の管理・運営に反映させることにある。言い換えれば公民館が地域住民に開かれた施設になるかどうかは、公民館運営審議会の働きにかかっているといっても過言ではない。

しかし、本県の実態は公民館運営審議会そのものを設置していない公民館が18%もあり、また、設置している公民館でも、会議の開催をみると年間2回以下が55%という現状である。このことからすると、本県の公民館運営審議会の機能が生かされているとは言い難く、その形骸化が指摘されるところである。

公民館運営審議会の活性化のためには、基本的には本当に民意が反映される組織になっているかどうかにある。特に公民館が住民に開かれたものになるためには、1号委員(学校の長)、3号委員(学識経験者)はともかく、2号委員(団体機関の代表)の選出に十分に配慮し、その比率が高まる方策を検討すべきである。また、会議の回数や内容についても、地域の実態や、住民の学習ニーズ等を考慮し、あくまでも民意反映という視点に立って決定していくべきである。

特に今後は生涯教育を推進する拠点であるという視点から、生涯教育という新しい概念 について理解してもらうとともに、主体者となれる公民館の管理・運営のあり方について 委員の意見を聞くことが大切である。

そのためには、委員相互の研修はもちろん他の研修会等への委員の参加及び公民館利用

者との交流会の実施等が必要である。

3. 生涯教育を推進する事業を展開するために

(1) 学級・講座のあり方を見直す

学級及び講座の開設は公民館が行う事業の大きな柱の一つであることは言うまでもない。 特に、管内に他の教育機関、施設の少ない農村部においては、住民の学習の場や機会とし ての学級・講座は不可欠である。

しかしながら、県内の実態をみるとその開設数や学習内容は必らずしも十分とは言えず 参加者も固定化傾向がみられ問題点として指摘されているところである。

また、学習内容は総じて、趣味やレクリエーション的なものが多くを占めており、個人 の欲求の充足だけにとどまっていることも問題である。

最近では、民間のカルチャーセンターや企業、団体、さらには他の公的機関・施設が開設する各種の教育・文化・スポーツに関する教室や生活技術講座等が増える傾向にある。 特に現段階でこの傾向は都市部において顕著であるが、都市化現象とともに次第に農村部へ浸透してきており、今後一層その広がりは増してくると考えられる。

従来の公民館が行う学級・講座のあり方が問われ出したのもそのためである。もちろん 公民館における学級・講座は、公民館がもつ大きな機能であり、その充実を図ることは言 うまでもないが、問題はその方法、内容である。

外部講師を招へいして講義を聞くだけの学級・講座では、多様化、高度化した人びとの 学習要求を充足させることは困難であろうし、また学習内容にしても画一化されたものだ けでは不十分である。さらに、身近かな民間企業や団体で行われている学習内容と同じ場 合は、公民館としてあえて競合してまで実施する必要もなく、地域の実態を十分考慮しな がら学級・講座の内容を決定すべきである。

このような意味から、これからの公民館は、公的教育機関として実施しなければならない学級・講座が何かを十分考え、その内容・方法を検討していく必要がある。そしてその成果が、個人の欲求の充足とともに地域に還元されるような工夫がぜひ必要である。

今後は特に、地域の人びとの生活課題や地域課題に結びついた学習内容を吟味し、所期の目的にあったプログラム化が必要であろう。そのためには、地域の特性をつかみ、何が課題なのかを把握し、その解決にむかって公民館は何をしなければならないのか、さらに何ができるかを検討し、それを具体的に学級・講座の学習内容として取り入れていくべきである。

(2) 個人学習の機会・場を拡充する

59年3月の福岡県社会教育委員の会議の建議は「学習の機会と場の拡充」の中で、「社会教育における学習の形態には、人びとが図書、放送などの学習媒体や図書館、博物館などの資料を活用して進める個人学習と、学級・講座や講習会などのように複数の人びとが集まって学習する集合学習とがある。これまで、ややもすると社会教育の学習の機会と場は、公民館が行う学級・講座や社会教育関係団体が行う活動に比重をおいてきたきらいがある。今後は、それらの拡充を図るとともに、人びとの多様な生活実態と学習要求の多様化、高度化に対応した学習の機会と場の拡充が図られなければならない」としている。

このことは、従来公民館は集団学習形態を中心にとりくんできたが、今日のように、人びとの学習要求が多様化、高度化してくると、これらの要求の一つひとつに応えることは不可能であり、さらに、集合学習とともに個人学習の必要性も高まってきており、改めて公民館における学習形態を見直すことを求めたものといえる。

本県では、個人学習者に対する公民館の対応はまだまだ十分とはいえない。それは、公 民館の個人利用者の調査結果をみても明らかで、年間を通して1,000 人未満の利用者しか ない公民館が32%、まったく個人利用者がない公民館が31%といった状況にある。

しかしながら、今後は個人の学習要求の高まりが予想されるだけに、組織化された団体 やサークル等だけを公民館利用者の対象とするのではなく、個人の学習要求に応えられる 公民館の体制の整備が必要である。

とはいっても、公民館が個人のすべての学習要求に直接応えることは、現段階での人的、物的体制の中ではとても期待できない状況である。そこで、個人の学習要求に公民館が直接応えられない分野については、公民館が他の機関・施設及び団体等が行う学習事業やその他催し物等について十分な情報を集収し、その情報を提供する総合案内窓口としての機能を備えておくことが必要である。

(3) 学習情報提供・学習相談事業を拡充する

公民館が地域の身近な学習情報センターとして地域住民の学習要求に応えるためには、 日頃から住民の必要に応じて適切に提供できる学習情報を整備し、いつでも、誰でも活用 できる体制が確立され、しかもそれが地域住民に周知されておく必要がある。

このことは、今後の公民館にとって非常に重要な課題である。

そこで、公民館はいかなる学習資料や情報を収集し、整理し、提供できるようになれば よいのだろうか。

公民館で収集・提供する資料として、社会教育概論(湯上二郎編著・日常出版)の中で

は、

- ① 人びとの文化活動圏内の公的な社会教育事業
- ② 図書館・博物館・青少年教育施設・婦人教育施設・視聴覚センター・文化施設・体育施設・福祉施設等の所在、特色、事業
- ③ 大学・専修(各種)学校・高等学校等の公開事業
- ④ 社会教育関係団体、文化・体育・福祉団体等の所在や活動・事業状況
- ⑤ 放送局・新聞社・デパートその他民間団体・機関の社会教育・文化事業
- ⑥ 学習課題別の講師・指導者・ボランティア等の人材
- ⑦ 印刷資料・音声資料・映像資料等の学習資料(印刷資料では行政機関や教育機関が発行した社会教育関係の事業報告書、統計書、調査研究報告書、答申、建議、家庭教育、青少年教育等のための刊行物、学習や研修のために作成した教材・テキスト類、学習記録・文集など)

と述べており、さらに、このほかに地域の実態に即して収集することが望まれる資料が あるとしている。

また、「公民館における新しい事業の開発」(文部時報第1264号57・9、福岡教育大学三浦清一郎)の中では、「公民を育成する見地から、地域社会に関する、(1)経済情報、(2)政治・行政情報、(3)集団活動を促進・助長させ、市民に参加交流を呼びかける社会情報、(4)教育や文化等学習や鑑賞や創作についての情報、(5)余暇情報などの草の根情報が提供される必要がある。」と述べている。

このことからもわかるように、今、公民館として収集、整理し、提供しなければならない学習情報は多岐にわたっており、その量も膨大である。これらの情報を可能なかぎり収集に努めることが大切なことは言うまでもないが、当面は自分の公民館にとって、現在どの学習資料・情報が必要かを選択するとともに、収集できないものについては、どこに聞けばその情報があるのかという情報源情報の収集に努めることが大切である。

というものの、一公民館が多くのしかも広域的な学習資料・情報を収集することは非常 に困難を伴うものであり、その効率からも得策ではないといえる。学習資料や情報の内容 によっては県段階で行うとか、共同収集し一定の場に保管して置くなどして、必要に応じ て市町村に提供するといったネットワークを確立することも併せて考えていく必要がある。

その意味からも、本県で昨年4月オープンした県立の公民館ともいうべき社会教育総合センターの機能の1つにあげられている情報提供、学習相談事業の充実は、今後市町村に対する情報提供活動の中核になるものとして期待がもてるものである。

もちろん、地域の身近な情報を収集・提供するために、公民館が地域内の関係機関・施

設及び団体相互の情報収集・提供システムを確立し、その中心機関とならなければならないことは言うまでもないことである。

また、いくら学習資料や情報を収集してもそれが整理され、効果的に活用されなければ何もならないことであり、収集された学習資料や情報を地域住民に適宜知らせるとともに、公民館に行けばあらゆる学習資料や情報が入手でき、また入手できなくてもその所在がわかるといった公民館の機能の充実が大切である。

公民館が行う情報提供の効果的な媒体として「公民館報」等が考えられるが、その内容、発行回数、配布対象等を再度見直すとともに、公民館利用者等を通して常に公民館がもつ 学習資料や情報について PR していくことが大切である。

さらに、具体的な学習内容、方法の相談に応じるため、学習相談員の設置や電話相談体制の確立も今後の大きな課題である。

(4) コミュニティづくりのための事業を推進する

このことについて、県社会教育委員の会議は今後の課題として、

「地域づくりのための社会教育活動は、これまで公民館の活動や団体、グループなどの活動を中心として進められてきたが、今後は、地域のすべての人々が相互に交流を深めそれぞれの立場から積極的に参加し、自らの地域は自ら守り育てるものとして展開されなければならない。」と述べ、さらに「このような地域活動を促進するために社会教育行政においては、ふるさとの将来を考える住民シンポジウムの開催、郷土に伝わる生活文化の学習会、あるいは地域ぐるみで行う奉仕活動や生産活動などを通して、人びとの自治意識を高め、地域連帯意識の啓培を図り、新しい地域社会の創造に資するための事業を積極的に実施する必要がある。」と指摘している。このことからしても、事業実施主体である公民館にコミュニティづくりのための施策の展開が期待されているのである。

特に、今後公民館はコミュニティ活動を推進する上で、次のことに取り組みたいものである。

(1) 地域の学習グループ、団体を育成、援助するとともに連携を図ること

地域では、数多くの自主グループ・サークル及び各種団体が教育・文化・スポーツ活動等を展開しており、今後ともこれらは一層増加することが予想されている。これらの活動は人びとの自治意識の高揚や連帯意識の啓培、地域の民主性や連帯性を図る上で重要な役割を果たしているものであり、大いに奨励されるべきである。公民館はこれらの活動を援助するため、リーダーの養成や情報、資料の提供、学習相談などに積極的に応ずるとともに日頃からグループ・サークル・団体等の名称や連絡先及び活動内容等を把握して、いつ

でも連絡がとれるパイプを通しておくべきである。

本県の調査では、公民館と社会教育関係団体との関係は非常に密であることが明らかになったが、これに反して、自主グループ・サークルの実態については意外に把握されていない状況である。これからの公民館としては、これら自主グループ等の実態についても情報を入手し、その活動内容や加入方法等について住民に知らせるとともに、その代表者の連絡会等の場を設置するなどして学習活動を結ぶ機会を与えるなどの手だてを考えていくことが大切である。

② コミュニティ指導者の発堀と活用

地域にはすぐれた経験や能力を持つ人、さらに地域のために何か役に立ちたいという人が多くいると考えられる。公民館がこれらの人びとを掘り起こし、コミュニティ活動の指導者として活用していくことはコミュニティづくりを推進していく公民館の機能として見直さなければならない分野である。県内でも宗像市の「市民学習ネットワーク事業」に代表されるように、人材活用と学習活動を結ぶといった事業がいくつかの市町村で試みられている。これらの試みは、単に現在社会教育行政体制の貧弱さをボランティアで補うといった発想ではなく、社会教育の本来の姿である人びとの相互学習や地域活性化のために必要な事業であると受けとめ、これからの社会教育推進の中で大いに奨励されるべきである。

人びとのこうした自主的な社会参加活動こそコミュニティづくりにとって重要なのであり、公民館として積極的に取り組む必要がある。

③ コミュニティ活動推進のためのプログラムを創造し、実践すること

今後、活力に満ちたコミュニティづくりを推進していくためには、何といっても人びとが相互に交流を深め、1人ひとりが個人として、また、団体やグループ活動を通して地域課題解決のための学習や活動に積極的に参加していくことが大切であり、しかもその成果が地域社会の発展のために生かされる必要がある。

このことについて、「公民館における新しい事業の開発」(文部時報第1264号57・9 福岡教育大学三浦清一郎)の中では『公民を育成する』という視点から「公民館は意図的・計画的に地域の問題を堀りおこし、それを地域の人々の手をかりながら教育的・社会的に解決していこうとするコミュニティープログラムの創造を必要としている。」と述べ、さらに「公民館のコミュニティープログラムは大人が地域のために貢献するプログラムである。」と強調している。

現在、公民館は地域住民の交流と連帯を図るため数多くの事業を実施しているが、その 内容をみると、体育事業(体育祭・ソフトボール・バレーボール大会等)や文化事業(文 化祭・文化講演会等)が主流になっている。もちろん、事業それ自体には大きな意味があり、今後も奨励される必要があるが、要はその事業を実施するまでの過程をもっと重視すべきであろう。即ち、企画段階から住民の参加を積極的にすすめたり、当日の運営を行政や公民館職員が行うのではなく住民の手で行うなどの方法を考え、その中で、意図的、計画的に地域課題の堀り起こしや解決の糸口を見い出す手だてを考えるべきである。この実践はすでに試みられている市町村もあるが今後一層強調される必要がある。

このことから、地域の問題に大人をどうかかわらせ、参加させていくか、また、そのための場・機会をどう創りあげるかについて検討していく必要がある。そのために公民館は地域住民の意識や生活上の課題を的確につかみそれを学習課題として堀り起こし、さらにその解決のための実践活動へと展開する方向で新しいコミュニティづくりのためのプログラムを創造するべきである。

福岡県公民館関係年表

(昭和20年~46年)

福岡県公民館連合会福岡県公民館史編集委員会

この資料は、昭和45年度に県公連で、公民館史編集委員会を設置して、資料を収集・整理し、昭和51年度に発行したものです。

県公民館連合会では、この資料も含めて、それ 以降の公民館編年史を本年度から作成する計画で す。

皆さんのお手もとに公民館関係の事蹟等歴史的な動きがわかる資料があれば、ぜひ、県公連事務局までお知らせ下さい。

福岡県公民館関係年表

(昭和20年~46年)

昭和年	国の動き	県 の 動 き	郡市町村の動き
20	○ GHQ(連合年)の中にCIE(男・22) ○ 文正(現)・22) ○ 文正(現)・25) ○ 文正(現)・25) ○ 文正(現)・25) ○ 文正(元)・25) ○ 大田(元)・25) ○ 大田(元)・25) ○ 大田(元)・22) ○ 大田(元)・23 ○ 大田(元)・24 ○ (11・13) ○ 大田(元)・28 ○ 大田(○県内政部長、各地方事務所長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

昭和年	国の動き	県 の 動 き	郡市町村の動き
年 21	○ GHQ, 軍国・ (1・4) ○ 日日、 (1・4) ○ 日日、 (1・4) ○ 日日、 (1・17) ○ 公常 (1・29) ○ 日田、 (1・20) ○ 日田、 (2・20) ○ 日田、 (1・3) ○ 日田、 (1・4) 日田、 (1・4) 日田、 (1・5) 日田、 (○県内政部長、各市町村長へ 「町内会・部落会等整備運営 ニ関スル件」を通牒(1・26) ○県内務部長「昭和21年勅令第 101号(政の禁止等に関する件) 第5条の運用について」依令 通牒(8・13) ○「公民館の設置について」 (7・5次各市 (8・29) ○九州催(第10・19) ○県内田21年度ついで、 のと、と、のと、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の	○三緒郡犬塚村、婦人会再発足 (5月) ○文部で通牒、県を通じて粕 屋郡の田田内村、青年学孫により、青年会、後のので開始。(8月) ○原及の一門のので開からので開始。(8月) ○原及の一門ののので開からののでで開からのでで開からのでで開からのでででである。(9月) ○民館のではいるのでは、「中

昭和年	国の動き	県 の 動 き	郡市町村の動き
	○公民館経営と生活保護法施行の保護施設との関連について(局長通達)(12·18)○各地で青年団が再編され,活動を開始。○「青空公民館」活動活発化。		
22	○全官公庁第組,2・1ゼネスト宣言(31日,GHQ中止を命令)(1·18) ○新憲法公布記念長題設置疑励について(1·20) ○教育基本法,学校教育法公布(3·29) ○「青年学校会」廃止(3·31) ○第1年学校会」廃止(3·31) ○第1年祭社会都高大会の禁止解散回社会教育研究大会が開催(文金の禁止のででででででででででででででででででででででででででででででででででで	○ 発表の	○庄内村・松岡氏,二日市町公民館を視察(1·12) ○庄内村・公民館館則討議会開催(1·26) ○築上郡友枝村公民館館別計議会開催(1·26) ○築上郡友枝村公民館設置(本館1,分公民館設置(本館1,分公民館館) ○田村田村の公民館のの公民館の公民館のの公民館のの公民館のの公民館のの公民館のの公民館の

昭和年	国の動き	県の動き	郡市町村の動き
至 22	の不穏当な活動に対する取締について論議(11・26) ○青少年団体状況調査について(局長通達)(11・27) ○昭和22年度公民館教養講座開設費の交付について(12・2) ○内務省廃止(12・31) ○各地に青年の学習活動起る(青年学級の萌芽)	定。年度末までに,管内関係者の参集をえて研究発表会を実施(9·1) 〇11月15日現在の公民館設置状況調査の結果,県下町村の89.5%(246町村)において公民館活動が開始されていることが判明。 〇新生活県民運動協議会開催(12·6) 〇軍政部より,ナトコ映写機34台,CIEフィルム数十本貸与さる。	○ (8·1) ○ (8·1) ○ (8·1) ○ (8·1) ○ (8·5) ○ (8·5) ○ (8·5) ○ (8·5) ○ (8·5) ○ (8·5) ○ (8·5) ○ (8·5) ○ (8·5) ○ (8·5) ○ (8·5) ○ (8·5) ○ (8·5) ○ (8·5) ○ (8·5) ○ (8·5) ○ (8·5) ○ (8·6) ○ (8·5) ○ (8·6) ○ (

昭和年	国 の 動 き	県 の 動 き	郡市町村の動き
22			○和白村公民館は,県の水摩主 事出席のもと,顧問,副主事 会を開催(11·18) ○和白村公民館,館長並に主事 は,部落巡回し,公民館啓蒙 運動を実施(10日間)(11·22) ○和白村指定研究公民館開始 (県の飯田社教課長,軍政部 立仙氏,地方事務所関係者出 席)(12·10) ○和白村駐在員選挙により選ば れた駐在員を部落公民館主事 に任命。同時に連絡員を分館 各部係員に選出。(12·23)
23	○公民館長会議開催に関する件 (局長通達)(2·3) ○芦田内閣成立(3·10) ○青年学校廃止(3·31) ○委嘱社会学級の実施(4·1) ○母HQ,祝祭日に国旗掲揚を 許可(4·4) ○教嗣委「社会教育振興方策」 採択(4·9) ○文部省,視覚教育指導者講習 会を全国社会教育研究大会開催 (5·7) ○地方における社会教育団体の 組織について(局長通達) (7·14) ○教育員会法公布即日施行 (7·15) ○政令201号公布(国家・地 などを知認)(7·30) ○青少年指導者講習会通達 (8·28) ○国民体育大会夏季大会(水泳) (福岡,9月)	○「研究公民により、 「下各に、月間では、 「下各に、月間では、 「下各に、日間では、 「下各に、日間では、 「下名に、日間では、 「下名に、日間では、 「下名に、日間では、 「下名に、日間では、 「下名に、日間では、 「下では、 「では、 、 「では、 「では、 「では、 「では、 「では、 「では、 、 、 「では、 、 、	○三緒郡犬塚村公民館設置(本館1月,分館9月) ○「和白村公民館時報」創刊(2·1) ○北九州99ヶ町村公民館主事視察研究会開催。(2·13) ○文部省柴福在社教(2·18) ○三井の田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田

昭和年	国の動き	県 の 動 き	郡市町村の動き
23	○第2次吉田茂内閣成立 (10·19) ○社会教育全国協議会を開催し 社会教育振興策を要望(主催 社会教育連合会 10·21) ○連合軍総司令部貸与の16ミリ 発声映写機及び映画の受入れ について(次官通達) (10·26) ○国民体育大会秋季大会 (福岡,10月) ○全国レクリェーション大会 (福岡,10月) ○都道府県及び市町村教育委員 会発足(11·1)		○糸島郡志摩村公民館開設 (10月) ○庄内村公民館,ナイト・スク ール開校式(10・25) ○三井郡宮の陣公民館県知事表 彰(11・13) ○浮羽郡水縄公民館(現在田主 丸町),第1回文部大臣表彰 優良公民館となる。(11・3) ○福岡市,社会教育協議会の組 織を各校区に結成することを 勧奨。(11月)
24	○GHQ,国旗の自由掲揚を許可(1·1) ○教育公務員特例法公布(1·12) ○社会教育法(2·12) ○日教組「教育の危機を国民に訴う声明」発表(3·21) ○社教第22案政府案として第5 声明」発表として第5 市市一斉にして第5 市市一斉に「自治公民館」発足(4月) ○社会教育法公布(法律第207号)(6·10) ○中央関ロ協議会設置(内閣省社会審議会令をはじめ各種の審議会令をはじめ各種の審議会令をはじめと明代で18) ○農山機村青少年クラブ活動育成に関する基本方針(次官通達)(8·26)	○福報会会 (1・20 ~ 30) ○ 民館 中文 2 2 30) ○ 民館 中文 2 2 30) ○ 民語 2 3 3 (1・25) ○ (1・25)	○田川郡公民館聚急主事会(議題,公民館主事会(議題,公民館主事会結議会組織の件等)(2·8) ○浮郡水縄村へ民館研究報告会(参加者県内外1,600人)(2·11) ○教育の公民館研究のののののののでは、のののののでは、ののののののでは、のののののののののののの

昭和年	国の動き	県 の 動 き	郡市町村の動き
24	 ○全国レクリェーション大会 (東京, 10月) ○GHQ, CIEニュージェント中佐赤い教授追放問題当局 は関知せずと発表 (11・9) ○青少年問題の現状とその対策 について(局長通達) (11・11) 	村、山田町、8・25) ○県公民館実態調査。8月末日現在で専任主事の設置率60% ○「教育育活と、選問を計算を表現で、多月) ○社会教育育活と、選問を開催(9・24) ○県教養、大田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・	する部公(3月) ○三井の民館連合会にでは、15月公(5・20) ○正内では、15・20) ○八田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の
25	 ○第1回社会教育委員大会 (2·11) ○東京都,教員の大量レッドパージ(2·13) ○第1回全国都市公民館運営研究協議会(於別府市,主催社会教育連合会,3月) ○図書館法公布(4·30) ○中央青少年問題協議会公布 	○公民館専任主事講習会開催 (主催県教委・県公民館主事 会,後援福岡県,講師文部省 鈴木健次郎氏,県地方課長, 於県社教会館。1・24~27) ○全国公民館職員講習会。各県 での連絡協議会結成が申し合 わされる。(於東京,6月) ○県公民館主事会より各公民館	○県教委指定研究公民館発表会 (田川郡添田町公民館) (3·13) ○県教委指定研究公民館発表会 (三井郡小郡村・テーマ:村 勢振興について, 3·19) ○県教委指定研究公民館発表会 (朝倉郡甘木町公民館, 3·25)

昭和年	国 の 動 き	県 の 動 き	郡市町村の動き
25	(4·30) ○春季における社会教育週間行事の実施について(5·30) ○地方・30) ○はおけるとのででは、10・30) ○はおりででは、10・30) ○はおりででは、10・30。 ○はおりでは、10・30。 ○はおりでは、10・30。 ○は、10・30。 ○は、	へ、全国公民館大会請願事項及びに会議をはして報告(6・29) 〇第4回社会教育研究大会(1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	○県教委指定研究公民館発表会 (嘉穂郡碓井町公民館,3・26) ○鞍手郡宮田町中央公民館,第 3回文部大臣表彰優良公民館 となる。(11・3) ○糸島郡社会教育研究大会(前 原小学校,12・4~5)
26	 ○「教育指導者講習(IFEL)の中,社会教育に関するコースの開設について」(局長通達)(2·2) ○図書館及び公民館建設費の国庫補助について(2·29) ○全国公民館連絡協議会第1回準備委員会(3·12) ○青年学級予算化なる。(4·1) 	 ○福公連,市町村公民館の整備拡充のため,県及び市町村当局に公民館経費の増額を要望(1月) ○福公連,県下公民館設置状況の調査を実施(2月) ○福公連結成記念大会(主催福公連,後援県教委,講師宮原誠一氏,於福岡市記念館,2・18) 	○県教委指定研究公民館研究発表会(山田町公民館,3月) ○県教委指定研究公民館研究発表会(田川郡糸田町,3月) ○田川市,主事・分館長講習会田川市,公民館強調月間(4月) ○久留米市,公民館開館(本館1,分館5,小学校区単位と

昭和年	国の動き	県 の 動 き	郡市町村の動き
26	○第2回全国都市公民館運営研究協議会(4·4~6) ○文部省指定研究青年学級の委嘱開始(4月) ○日本書館 (5·4) ○児童憲育(5·5) ○社会教育法の一部を改正する法律・省令)公市(6·21) ○対日本統一の対策のでは、中国の対策をは、一部を主に、一部を表に、一部を主に、一部を表に、、一部を表に、、、一部を表に、、、、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○公民館専・福主・ ・保教・・だい。 () () () () () () () () () (して漸以分館開設,4月) ○田川・京都・議師・名の世別・京都・会に講師・名の世別・名の世別・名の世別・のの世別・のの世別・のの世別・のの世別・のの世別
27	○第3回全国都市公民館大会 (於金沢市,主催社会教育連 合会,4·14~16) ○対日平和条約発効,GHQ解 消(4·28) ○日青協大会(福井)にて「青 年学級法制化反対」を決議 (5·15) ○第1回全国公民館大会(於福 島市,主催全国公民館連絡協 議会,5·29~30)	○県教育庁全焼。赤坂門に移転 (3月) ○県下11市公民館専任職員講習 会開催(主催県教委・県公連 於田川市,3·8~9) ○福公連,専任の事務局書記を 設置(5月) ○県知事,県教育長,公民館代 表者による公民館会議(5月) ○公民館・青年学級補助署名請 願運動を実施(7月)	○福岡市,公民館10館設置 (1月) ○八幡市,公民館講座開始 (1月) ○田川市公民館,分館年間計画 巡回指導(4月) ○田川市公民館田原館長,全国 公民館大会(日光市)で,体 験発表(5月) ○浮羽郡水縄村公民館文部省第 1次社会教育施設備補助金30

昭和年	国の動き	県の動き	郡市町村の動き
27	○「通達 (6・27) ○「通達 (6・27) ○「通達 (6・27) ○「通達 (6・27) ○「通教 (6・27) ○「通教 (7・1) ○「通教 (6・27) ○「日本 (1) ○「日本 (1	全国に先駆けて、青年学級に対する県費補助400万円を獲得。 ○公民館主事の身分調査実施。	万円の交付を受け講堂新築(5・7) ○田川市公民館報発行(6月) ○各郡市びとに公民館報発行(6月) ○各郡市びとに公民館講覧会 (行政理事教委,市役所の理事教委,市役所の理事教委・市役所のののでは、100月) ○八幡和稚学校区1館ががは、2館ののでは、100月) ○田川市のでは、100月(現在田川市)公民民館となる。(11・3) ○戸畑市(12月)
28	○文部省社会教育局,昭和28年 社会教育行政の方針として 「道義高揚を中核としての総 合社会教育」を打ち出す(2・9)○全国青年学級指導者講習会 (埼玉,2月)	○第1回福岡県公民館大会(県 社教会館,1月)○福公連,公民館並びに青年学 級の振興について県議会,知 事に陳情。予算獲得につとめ る。(2月)	 ○戸畑市,公民館分館 1 館開館(1·1) ○福岡市,公民館 5 館設置(累計15館,1月) ○福岡市,公民館10館を設置(累計25館,4月)

昭和年	国 の 動 き	県 の 動 き	郡市町村の動き
28	○青年教子・ (する) と (する) と (する) と (する) と (を) と (○青年学級主事研究集会(お茶の水生) (お茶の水生) (お子) (お子) (お子) (お子) (お子) (お子) (お子) (お子	○八幡市、社会教育企画指導員 2名を委嘱(4月) ○田川市、公民館強調月間を設定(8月) ○八幡市公民館屋上に8インチ 反射天体望遠鏡を設備(10月) ○八幡市公民館分館建設計画の 第1号館館西公民館開館 (10月) ○八幡市公民館,第6回文部大 臣表彰優良公民館となる。 (11・3) ○糸島郡公民館大会(郡公連, 県教委共催,12・18)
29	○文部省公民館研究協議会を開催(4·16)○地方交付税法公布(5·15)○第3回全国公民館大会(於富山市,5·20~22)	○県公連県費補助(公民館建設費)増額のため知事と懇談会(1月)○公民館水害復旧対策委員会を設置(福公連内,1月)	○県下 8 地区で公民館講習会開催(1月~3月)○八幡市公民館内に,児童館併設が議決さる。(2月)○県下郡市公民館研究会(田川

昭和年	国の動き	県の動き	郡市町村の動き
29	回 の 日	● 第4 年 28) ● 第4 年 26(28) ● 2・22 年 3月 回 4 月 国 2 2 2 2 1 1 1 1 1 2 2 2 2 1 1 2 3 2 1 1 2 3 2 3	市,2月) ○ 南部 36 館 11 館 2 間 (果 計 36 館 11 館 2 月)
30	○公民館職員の選挙活動について(局長通達)(1·13)○文部省稲取町で研究社会学級	○公民館職員研修会(分館の振 興に努める。県教育会館, 2·15~17)	○福岡市,町村合併により,公 民館2館を設置(累計41館, 2月)

昭和 国の動き年	県 の 動 き	郡市町村の動き
年 を開く。(1・23) ・第1回青年(2・18) ・第1回青館の集集・(2・18) ・公田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・	○第5回九州地区公民館大会 (島原市, 21~22) ○第4回福州公民館大会 (島原市, 11·21~22) 「町県公民館大会(大 牟田市, 11·21~22) 「町町村財政でにつれて、 市町村財政では、 一本を登している。 これを表しい心があります。 とは会教では、 名実共のをとして、 名実共のをとして、 名実共のをとして、 名実共のをといる。 名は、 名とのでは、 名とのでは、 名とのでは、 名とのでは、 名とのでは、 名とのでは、 名とのでは、 名とのでは、 名とのでは、 名とのでは、 るととを、 では、 るとをでは、 るとをでは、 るとをでは、 るとをでは、 るとをでは、 るとをでは、 るとをでは、 るとをでは、 るとをでは、 るとをでは、 るとをでは、 るとをでは、 るとをでは、 るとをでは、 るとをでは、 るとをでは、 るとをでは、 るとをでは、 るとでは、 るとをでは、 るとでは、 るとをでは、 るとでは、 もでは、 もでは、 もでは、 もでは、 もでは、 もでは、 もでは、 も	所, 2月~3月) ○八幡市公民館分館2館開館 (累計5分館, 3月)

昭和年	国の動き	県の動き	郡市町村の動き
昭和年 31	○青少年指導者研修会(福岡, 12月) ○全公連機関紙「月明10号をもって、12月) ○全公連機関紙「月明10号をもって、1月第10号をもって、1月前のでは、1月前	県の動き ○公民館職員のの動き ○公民館職員のの動き ○公民館職員ののののでは、1月ののでのでは、1月ののでのででは、10・25)のでは、10	郡市町村の動き ○田川市の大田に、第月) ○添と、東の人民館のののでは、第月) ○添いので、第月) ○添いので、第月) ○福田のので、第月) ○福田のので、第月ので、第月ので、第月ので、第月ので、第月ので、第月ので、第月ので、第
	大阪, 10·16~18) ○「新農山漁村建設総合対策」 とそれに伴う「村づくり運動」 開始		
32	 ○総理府に「スポーツ振興審議会」設置(2·15) ○憲法89条に関する法制局見解発表(2·22) ○第2回視聴覚教育研究大会(広島,2月) 	○公民館職員研修会(県社教会館,2月) ○第1回青年研究集会(5会場2月) ○新生活運動推進大会(3会場2月)	○福岡市同和教育研究会発足 (4月)○福岡市,1部の主事を除いて 全員17条職員(準職員)に任 命される。(4月)○八幡市公民館分館1館開館

昭和年	国の動き	県 の 動 き	郡市町村の動き
32	○自民党,地方婦人の組織強化 図る。(3・21) ○各地で社教主事配転問題起る ○地方スポーツ振興について (局長通達)(4・25) ○第6回全国公民館大会(於別府市,5・8~10) ○中青協「勤労青年教育対策要 綱」意見答申(5・21) ○文部省社会教育研究協議会を 各地で開催(6・4) ○中国,四国,九州地区婦人教育指導者会議(福岡,7月) ○全国視聴覚大会(岡山,1月) ○社教審「青年学級振興方策」 について答申(12・10)	○青年団幹部研修会(県社教会館,3月) ○公民館運営技術講習会(県社教会館,4月) ○婦人学級指導者講習会(4会場,5月) ○公民館単行法研究協議会(県下4地区,6月~10月) ○西日本地区婦人教育指導者会館7月) ○青年大会(福岡市,9月) ○青年大会(福岡市,9月) ○大会(福岡市,9月) ○大会(福岡県公民館大会のの重要性が強調さる。 「町村合併と地方財政組織成と分館活動の振興策を研究」豊前市,10・19)	(累計6分館,7月) ○嘉穂郡穂波町公民館第10回文部大臣表彰優良公民館となる。(11・3) ○粕屋郡志免町公民館,県教委より表彰さる。(11月) ○第4回福岡市公民館大会(12月)
33	○自民党,青年団の思想調査を 全国に指令(2・26) ○全公連機関紙「月刊公民館」 復刊(通巻第11号より) (4・1) ○中教審「勤労青年教育の振興 方策」について答申(4・28) ○日青協大会で青年団のあり方 をめぐり意見対立(5・7) ○第7回全国公民館大会(於 鳥取県米子市,第4代会長に 守田道隆氏。6・3~5) ○全国公民館大会で法制化促進 決議(6・5) ○「全公連速報」を創刊(39年 6月86号をもって終刊) (7・1)	○婦人会と公民館との共同研修会(県婦人会館,1月) ○公民館職員研修会(21会場,2月~3月) ○公民館の振興を図るために署名請願を実施(2月) ○広報関を選員講講習会(3月) ○視聴意覚教育技術講習会(県社教会館,3月) ○青年団幹部講習会(県社教会館,7月) ○地区婦人会長講習会(県社教会館,7月) ○出版興研究会開催(8月-社教会館,7月) ○公民館振興研究会開催(8月-社教法で研究) ○社教法で研究) ○話に関手を研究 の話に関連を明報を会に、第1000年のでは、第1000年のでは、第1000年のでは、第1000年の共和には、第10000年の共和には、第1000年の共和には、第1000年の共和には、第1000年の共和には、第1000年の共和には、第1000年の共和には、第1000年の共和には、第1000年の共和には、第1000年の共和には、第1000年の共和には、第1000年の共和には、第1000年の共和には、第1000年の共和には、第1000年の共和には、第1000年の共和には、第1000年の共和には、第10000年の共和には、第1000年の	○福岡市ではこの年,公民館主事3名か事務職員採用試験に合格し,事務員の形で採用さる。 ○公民館職員郡市代表者会(主事の勤務内容,身分,給与等の向上) ○福岡市,公民館を1館設置(累計44館,4月) ○戸畑市,公民館分館1館開館(累計6分館,6・13) ○八幡市公民館分館3館開館(累計9館,8月~12月) ○戸畑市,公民館分館1館開館(累計7分館,10・1) ○八幡市小地区公民館協議会発足(10月) ○糸島郡志摩村公民館第11回準

昭和年	国の動き	県 の 動 き	郡市町村の動き
33	和教育」全国研究大会(京都7·5) ○社教法改正閣議決定(9·26) ○全教法連, 改正 関議決定(10·3) ○「全部 で	○第5回全国都市公民館大会, 第9回九州公民館大会を兼ねる。(八幡市,11月) ○第4回日本視聴覚教育研究大会(福岡市,11月)	優良公民館となる。(11·3) 〇八幡市で第5回全国都市公民 館大会(11月)
34	○首相官邸で公民館振興懇談会 (社会教育法改正を中心として)(1・20) ○社会教育の自主性を守る懇談 会全国代表会議,社教法改正 反対決議(1・21) ○社教法改正反対全国陳情大会 (2・27) ○社教法改正案,衆議院文教委 自民党のみで成立(4・9) ○皇太子御成婚(4・10) ○安保改正死渉再開(4・13) ○安保改定阻止国民会議,第1	 ○社会教育法改正案の早期成立の運動を全国に先がけて展開(1月) ○公民館並びに青年学級,新生活運動予算獲得のため陳情並びに知事,教育長懇談会(2月) ○公民館運営協議会(6会場,2月) ○青年団運営協議会(8会場,2月) ○青少年団体指導者幹部講習会(5会場,6月) 	○戸畑市,公民館分館1館開館 (累計8分館,3・31) ○福岡市教育長「本市の地域公 民館の適正な行政区域と館数 について」社教委に諮問 (4月) ○八幡市,臨時館長会(館長研 修を主体)始まる。(4月) ○八幡市,小地区公民館運営補 助金交付決定(4月) ○八幡市,公民館分館1館開館 (累計10分館,5月) ○戸畑市,公民館分館1館開館

昭和年	国 の 動 き	県の動き	郡市町村の動き
34	次統一行動(4・15) ○社教法改正案可決成立 社教法等の1部を改正する法 律の施行に伴う市町村の社会 教育主事の設置について(局 長通達)(4・30) ○第8回全国公民館大会(於 石川県小松市,6・17~19) ○全公連「全国公民館年鑑」を 刊行(9・15) ○国立中央青年の家開所(9月) ○第1回全国青年学級生大会 (10月) ○社教審「社会教育関係団体の 助成についと、当答申(12・11) ○社教審「公民館設置規準」に ついで答申(12・18) ○文郎省「公民館設置及び運営 に関する基準」について告示 (12・28)	○婦人学級指導者講習会(5会場,7月) ○公民館職員研修会(県社教会館,10月) ○社教法施行10周年記念第7回福岡県公民館大会(福岡市中央公民館,11·21~22) ○第10回九州公民館大会(熊本市,11月) ○新生活指導者講習会(11月)	(累計9分館,6·1) ○福岡市,この年,公民館職員 14名事務員昇格
35	○三池争議始まる。(1・25) ○第1回中央青少年団体懇談会 (3月) ○日青協,青年教育の振興に関 し文の場合に7項目要望(3・30) ○新安保阻止学生デモ全国各地 に展開(4・26) ○衆議院,安保審議で混乱。警官隊導入,自民党単独採決。 (5・19) ○新日米安保条約発効(6・23) ○世界成人教育会議(モントリオール)(8月) ○岩手県に公民館報廃止問題から社会教育と会にの・3) ○教育白書「進みゆく社会と青少年教育」を発表(10・31) ○第9回全国公民館大会(於	○西日本地区社会教育研究協議会(1月) ○公民館主事会結成準備会(1月) ○公民館主事会結成準備会(1月) ○公民館運営研究協議会(県下6地区,2月) ○福岡県同和教育研究協議会発足(2月) ○公民館主事会結成総会(2月) ○大田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	○添田町,専任社会教育主事をおく。(4·1) ○福岡市,公民館2館設置(累計46館,4月) ○八幡市,小地区公民館建設補助金交付規則制定(4月) ○八幡市,公民館分館1館開館(累計11分館,7月) ○福岡市,町村合併により公民館2館を設置(累計48館,8月) ○八幡市,公民館分館2館開館(累計13分館,9月~11月)

昭和年	国 の 動 き	県 の 動 き	郡市町村の動き
35	松山市, 11·10~12) ○政府,「国民所得倍増計画」 を決定。(12·27) ○文部・大蔵両者間で「公民館 未設置市町村解消10ヶ年計画」 が策定さる。(12月)	○公民館主事研究集会(県下4地区,8~9月) ○県公民館職員研修会(県社教会館,9月) ○第8回福岡県公民館大会(大川市,10·3~4)「公民館運営の科学化および技術化を促進し,地域社会の社会教育センターにふさわしいものとするため「設置基準」に則って,当面の諸問題を研究し,新しい公民館の道標を確立」 ○第11回九州公民館大会(鹿児島市,10月)	
36	○第6回全国婦人教育研究集会 (3·16) ○文部省主催全国社会教育主事 研修(成人教育)(3月) ○文部省に婦人教育課設置 (5·1) ○社教審作成「成人教育におけ る市民性の向上にはり、では、一次のでは、のでは、一次のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	○県同和教育研究協議会結成大会(福岡市,5月) ○第9回福岡県公民館大会(直方市,6・3~4)「地域社会の文化センターとして地域社会の文生活に即した総合の公民的活動と経営の新しいあり方を研究」 ○青年学級経営協議会(県社教会館,7月) ○大田、8月) ○第2回標金・県教委・県教経の第2回、第2回、第2回、第2回、第2回、第2回、第2回、第2回、第2回、第2回、	○福岡市,町村合併により公民館3館を設置(累計51館,4月) ○田川市社会教育法一部改正に伴い地区公民分館を地区公民館に改称(4月) ○八幡市公民館分館1館開館(累計14分館,7月) ○築上郡吉富町公民館をなる(11・3) ○第8回福岡市公民館大会(公民館設置10周年記念大会,11月) ○福岡市では,この年公民館職員全員事務員昇格
37	○日青協「社会教育関係団体への補助金交付の公正化について」文相に要望書提出(2·1)○第1回公民館職員研究集会	○第10回福岡県公民館大会(行橋市,5·13~14) ○第2回県青年学級生大会(9月)	○「公民館田川」創刊(2月) ○福岡市,公民館4館設置(累計55館,4月) ○田川市公民館連絡協議会結成

(於国立中央青年の家, ○第13回九州公民館大会(宮崎 (5月) 2·21 ~ 24) 県日南市,10月) ○八幡市公民館分館1館開館	
画促進要項」(社教局長通達) (3・22) ○社会教育施設主任官制を廃止 青少年教育課,スポーツ課設 置(4・1) ○高校全員入学問題全国協議会 結成(4・24) ○新建業都市建設促進法公布 (5・10) ○池田首相,社会教育の充実,家庭教育の重視を声明 (7・19) ○第11回全国公民館大会(於北 海道帯広市,9・11~13) ○家庭教育再門研究会発足 (9・20) 37 ○第1回社会教育主事長期研修 (9月) ○閣議,全国総合開発計画を決定(10・5) ○池田首相,「国づくり」・「人づくり」政策推進のため 各懇談会設置を決定(10・17) ○経済審議会人的能力部会「人的能力政策の基本的方向について」報告(10・27) ○労働省,「年少労働者白書」を発表(10・27) ○文部省,初の家庭教育専門研	 ○ 文部省「日本の成長と教育」 (教育白書)を発表(11·5) ○警察庁,少年犯罪白書を発表

○経済審議会「経済発表における人的能力開発の課題と対策」について総理大臣に答申(1・14) (1	昭和年	国の動き	県の動き	郡市町村の動き
	年	る人的に (1・14) (1	九州市戸畑区, 5·25 ~ 26) ○第3回福岡県青年学級生大会 (県社教会館, 6月) ○第14回九州公民館大会(佐賀	○福岡市,公民館1館設置(累計56館,5月) ○八幡市公民館分館1館開館(累計16館,6月) ○朝倉郡杷木町公民館第16回文部大臣表彰優良公民館となる(11·3) ○田川市中央公民館落成開館(11月) ○八幡市家庭教育学級開設(9

昭和年	国 の 動 き	県 の 動 き	郡市町村の動き
39	○第1回地域・ (全東 (会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○第2回福岡県同和教育研究大会(北九州市、1月) ○第4回福岡県公民館職員研究集会(県社教会館,2月) ○九州地区公民館活動研究協議会(県社の場合のののでは、10回施設連営協議会のでは、10の第12回福岡県公民館大会のでのでは、10の第4回青年学級とは大会のででは、10の第15回九州の下下、9月)	○福所 1月) ○福所 1月) ○福所 1月) ○福所 1月) ○孫田 1 1月 10回 「 10回 10回
40	○中教審第19特別委「期待され る人間像」中間報告草案を発 表(1·11)	○第5回公民館職員研究集会 (県社教会館,2月) ○公民館職員等県外研修派遣	○福岡市,公民館1館設置(累計59館,4月) ○福岡市,公民館1館設置(累

昭和年	国 の 動 き	県の動き	郡市町村の動き
40	○第2回地連・公司 (主) (主) (第2回公連・第2回公連・第2回公連・第2回公連・第2回公連・第2回公連・第2回公連・第2回公連・第2回公連・第2回公理・第2回公理・第2回公理・第2回公理・第2回公理・第2回公理・第2回公司・第2回回、第2回回、第2回回、第2回回、第2回回、第2回回、第2回回、第2回回	(兵庫県西宮市,鳥取県倉吉市,2月) ○公ととりの場では、2月のの場では、2月では、2月では、2月では、2月では、2月では、2月では、2月では、2月	計60館、7月) ○田川市、公民館長・主事一泊 講習会(9月) ○北九州市八幡区黒崎公民館第 18回文部大臣表彰優良公民館 となる。(11・3)
41	○第3回地区別研究協議会(主催全公連・新生活運動協会・公明選挙連盟,各都道府県公連代表者を含む2名。2日目に「公民館のあるべき姿と今日的指標」を研究協議。於北九州市をはじめ全国3会場。(2·22~3·18)	 ○公民館職員県外研修派遣(貝塚市,尼ヶ崎市,大分県朝北町,宮崎市,2月) ○公民館経営グループ研究委嘱(北九州市八幡区,嘉穂郡主事研究会,筑紫・早良郡主事研究会,4月) ○公民館建築等,国・県へ予算 	 ○福岡市,公民館1館設置(累計61館、4月) ○福岡市,公民館1館を設置(累計62館、5月) ○田川市,公民館長・主事一泊研修会(9月) ○福岡市では、この年、家庭教育学級30学級開設。

昭和年	国 の 動 き	県 の 動 き	郡市町村の動き
41	○総理府青少年局設置(4·1) ○中教審「後期中等教育のあり 方」中間発表(4·28) ○法務省「青少年法」構想を発 表(5·23) ○青少年育成国民会議結成大会 (5·28) ○全公連専門委「公民館のある べき姿と今日的指標・各論 (5:課題)試案」を脱稿 (6·27) ○青少年問題協議会「当面の青 少年対策の重点について」の 答申案まとめる。(7·16) ○中教審「期待される人間像」 の最終報告を発表(9·19) ○第15回全国公民館大会(於山 形市,10·12~14)	増額陳情。 ○第14回福岡県公民館大会(田川市,5月) ○公民館職員研究集会(公民館のあるべき姿と今日的指標をめぐって,9月) ○公民館実態調査 ○第17回九州公民館大会(熊本市,10月)	 ○福岡市のマスターブランで、 地域公民館の「自治公化」を 提起 ○福岡市,公民館主事全員事務 吏員昇格(差別的吏員制度廃止)
42	○第4回地区別研究協議会。第2日に「公民館のあるべき姿と今日的指標」各論試案を研究討議。於山口をはじめ全国3会場,2・1~3・3) ○政府,経済社会発展計画を決定(3・13) ○小川利夫氏「実験公民館」に対する批判発表(「日刊社会教育」42年4月号) ○対する批判発表(「日刊社会教育」42年5月号) ○対方針にて小川氏氏、関連、「日刊社会教審、少年団体の育」を対象をでは、「日刊社会教部、の第16回全国公民館大会。「公民館のあるべき数と今日的指標」を求めて討議。於徳島市、11・14~16) ○文彦を教育の概況」を発表(12・20)	○地区別研究協議会(山口市, 1月) ○公民館職員県外研究派遣(大 阪所下公民館,2月) ○第15回県公民館大会(豊 前市民会館,5月) ○公民館職員研究ゲループ研究 委嘱(北九州市小倉区,大牟 田市,嘉穂郡主事研究会,5月) ○第18回九州公民館大会(鹿児 島市,9月) ○公民館職員,9月,0 ○公民館職育研修所,9月) ○公民館実態調査(10月)	○田川市,類型別公民館研修会 (炭住,1月) ○田川市,類型別公民館研修会 (農村の会民館研修会 (農村の会民館職員協議会「第 1個日本のののののででででででである。 開催(3・25) ○久田ののののでででででででである。 日本のののではでででである。 のののではででである。 日本ののではでである。 ののでは、またのでででである。 日本のでは、またのでである。 日本のでは、またのでである。 日本のでは、またのでである。 日本のでは、またのでである。 日本のでは、またのでである。 日本のでは、またのでは、ま

昭和年	国の動き	県 の 動 き	郡市町村の動き
43	○全公連,公民館関係予算増額 要求陳情運動を展開(1月) ○第5回地区別研究協議会(主 催全公連・新生活運動協会・ 公選挙連盟・貯蓄増強中央 委,全国3会場,2·12~3・ 16) ○総理府,青少年対策本部設置 青少年局廃止。(6·15) ○文相「急激な社会構造の変化 に対処する社会教育のあり方」 について社教審に館のあるべき 姿と今日的指標・解説」を刊 行(11·4) ○第17回全国公民館大会(於兵 庫県西宮市,11·12~14)	○第16回福岡県公民館大会(北九州市,5月) ○公民館職員研究グループの研究委嘱(田川郡公民館主事研修グループ,正務部主館館公民館主事研究会,宗伊ガループ,郡公民館主主のの場合。第19回九州公民館、6月) ○県外研修所,10月) ○県外研修所,10月) ○県外研修所,10月) ○県外研修所,10月) ○県外研修所,10月) ○県公民館職員研究集会(県内4地区,10月) ○県公民館職員初任者研修(県社教会館)	○添田町移動公民館開設(7月) ○福岡市青年センター開所 (10月) ○田川市中央公民館,第21回文 部大臣表彰優良公民館となる (11·3) ○福岡市では,この年家庭教育 学級40学級へ。
44	○第6回地区別研究協議会(全国3会場,2·20~3·12) ○社教審「映像放送およびFM放送による場所を申(3·21) ○同成立の対策事業特別措置法可決成で第一次の対策事業特別措置法で対策を表(8·10) ○文省「通信制放送大学」構想を表(8·10) ○第1回日本青年書協会「模擬国会・1) ○青少年問題を選合「事者を成でのいて」が、の第1のの民題を関する方にのいて」が、の第1のの民題を関するが、の第1のの民題を関するが、の第1のの民題をといるのでは、の第18回全国の民題を関係を表し、の第18回全国の民題を表し、の第18回全国の民題を表し、の第18回全国の民題を表し、の第18回全国の民題を表し、の第18回全国の民題を表し、の第18回全国の民題を表し、の第18回全国の民題を表し、の第18回全国の民題を表し、の第18回全国の民題を表し、の第18回全国の民題を表し、の第18回全国の民題を表し、の第18回全国の民題を表し、の第18回全国の民題を表し、の第18回全国の民題を表し、の第18回全国の民題を表し、の第18回生の、の第18回	○公民館主事研究会(5月) ○第17回福岡県公民館大会(太宰府町,5·31~6·1) ○公民館職員研究グループの委嘱(6月) ○公民館実態調査(6月) ○公民館組織問題研究会の開催(7月) ○地区別公民館研修(11月) ○公民館主事の県外派遣(11月)	 ○社会教調査団「福岡市公民館 合理化問題」調査 (1・29~2・1) ○福岡市公民館職員17名,4等 級へ。(4・1) ○福岡市,公民館2館設置(累計65)(4月) ○福岡市公民館職員4名,4等 級昇格(7・1)

昭和年	国の動き	県の動き	郡市町村の動き
	○公民館振興市町村長連盟創立 発起人会(12·3)		
45	○全公庫「公民館をめぐる制度 改にの具体、	 ○第18回福岡県公民館大会(久留米市民会館,5・26~27) ○公民館職員研究グルーブの委嘱 ○地区別公民館研修会 ○公民館主事県外研修派遣 ○公民館予算増額運動の展開 	○福岡市教委「都市化の進行に対処する本市社会教育委員会に対処する本市社会教育委員会において」社会教育委員会に部間(1・12)○福岡市福公民館職協「福全民館職協「福田市公民館職協「福田市公民館職協「福田市公民館職協「福田市公民館」を発展的では、11・10○福田・10○日本
46	○「社会教育主事未設置市町村の解消について」通達(1·23) ○第8回地区別研究協議会。第2日,第3日に「公民館をめぐる諸制度改善の具体策」を中心とする社会教育法改正への要望事項を研究討議,於湯川原・広島,3·9~18)	 ○地区別公民館職員研修会 ○公民館主事県外研修派遣 ○第19回福岡県公民館大会(飯塚市文化センター, 5・25~26) ○公民館研究委嘱 	○福岡市に同和教育課新設 (4月) ○福岡市,志賀町合併により公 民館設置(累計 68館,4·5) ○福岡市社会教育委員会「急激 な都市化に対処する本市社会 教育のあり方」を答申(7月) ○第11回社会教育研究全国集会

昭和年	国の動き	県 の 動 き	郡市町村の動き
46	○地方交付税に「公民館費」の 節が新設さる。(4・1) ○社教審「急激な社会構造の変 化に対処する社会教育のあり 方について」答申(4・30) ○「社会教育における放送利用 の促進について」通知(7・14) ○全公連,ブロック代表会において。 る社会教育法「改正試案」 をまとの回全国公民館大会(於金 沢市,10・13~15) ○「家庭教育学級の開設および 運営について」通達(11・15) ○全公連,「全公連20年史・稿」 発刊(11・29)	 ○公民館施設国庫補助10億7,000 万円(前年の2.7倍) ○公民館の県費補助1館当り50 万円が100万円となる 	「福岡市公民館の『合理化』 計画に反対する決議」を採択 (8・23) ○社会協,福岡市教委に対し, 全国集会決議文を送付すると ともに,現行公民館充実の措 置を要望(10・11)

福岡県公民館の歩み

(この資料については、過去の事蹟・文献等から調査し、集録したものです。) 記載もれ、誤記等があれば、県公連事務局までお知らせください。

福岡県公民館大会年表

日 時	開催地	大 会 主 題	全体討議テーマ
昭和28年1月	県社会教育会館		
昭和29年4月	八幡市		
昭和29年11月 19日~20日	筑紫郡二日市町中央公 民館	社教法5周年、青振法1周年を記念し公民館・青年学級の 重要な諸問題を研究討議し、具体策を探り、既に展開して いる生活自立運動の促進を期す。	公民館の振興はいかにある べきか一社会教育の反省と 将来 -
昭和30年11月 21日~22日	大牟田市中央公民館	戦後10年間の公民館活動を反省し、困難な諸問題について 徹底的な研究協議を行い、具体的振興策を樹立すると共に 生活自立運動の推進を期す。	赤字財政下の公民館をいか に振興するか
昭和31年10月 25日	飯塚市中央公民館	公民館を社会教育機関として整備強化し、勤労青少年教育 の振興事業の効率化・総合化・大衆化をはかり、新生活運 動の促進を期す。	公民館の現状はこのままで よいか
昭和32年10月 19日	豊前市八屋中学校	地方財政の窮迫や町村合併のなかで、公民館の組織運営を 強化し、特に分館施設の整備と活動の活発化をはかる。	新生活運動の反省と今後の 推進方策について
昭和34年11月 21日~22日	福岡市中央公民館	社教法施行10周年を記念し、公民館10年の歩みを顧み新しい時代に即応する公民館のあり方と振興方策の研究	公民館10年の歩みとこれからの公民館
昭和35年10月 3日~4日	大川市市民会館	公民館運営の科学化・技術化を促進し、地域の社会教育センターにふさわしいものとするために設備基準に即して、 当面する問題の研究	地域の社会教育センターと して公民館の整備を計画的 に推進するためにはどうし たらよいか
昭和36年6月 3日~4日	直方市公会堂	地域社会の文化センターとして住民の実生活に即する社会 教育の総合的推進に寄与する公民館活動と経営の新しい在 り方の研究	地域の社会教育を総合的に 推進するにはどうしたらよ いか
昭和37年5月 13日~14日	行橋市行橋小学校	楽しく学び、豊かな暮しと文化をつくるために公民館はど うしたらよいか	青少年が楽しく学び健やか に成長するために公民館は どうしたらよいか
昭和38年5月 25日~26日	北九州市戸畑区文化ホール	住みよい地域社会に豊かな生活文化をつくろう	新しい地域社会の建設と生 活文化の向上発展に資する ためには公民館はいかにあ るべきか
昭和39年5月 31日~6月1日	福岡市市民会館	ひとりひとりの生活をよくし、豊かな市民性を育てるため に公民館はどうしたらよいか	公民館への期待 — とくに市 民性の向上を中心として —
昭和40年 5月 23日~24日	筑後市市民会館	変貌する社会における住民の社会教育活動を振興するため の公民館の役割	地域住民の生活文化を高め るために果すべき公民館の 役割は何か
昭和41年5月 24日~25日	田川市体育館	住民の創造的生活の確立をめざす自主的な学習活動を育て よう	住民の創造的生活の確立の ために(分科会テーマ)
昭和42年5月 14日~15日	豊前市市民会館	今日の生活をみつめ、明日の生活を築くための公民館の役割とそのための施設設備の充実と配置のあり方	地方自治と住民の学習 (記念講演)
昭和43年5月 28日~29日	北九州市八幡市民会館	公民館の近代化と新しい活動の課題を求めて	社会生活の都市化と公民館 の課題(記念講演)
昭和44年5月 31日~6月1日	太宰府町九州学園福岡女子短大	急激な社会構造の変化に対処し得る人間づくりと新しい地 域形成のための住民の教育機関としての公民館の新しいあ り方と役割	これからの新しい公民館の あり方と役割(記念講演)
昭和45年5月 26日~27日	久留米市市民会館	未来をひらくための学習と公民館のあり方を考えよう	公民館の理想と現実
昭和46年 5 月 25日~26日	飯塚市文化センター	住民の学習にてたえられるための公民館の施設設備を充実 し、職員体制を整備し、市民社会を育てるための教育をす すめよう	岐路にたつ70年代の選択 (記念:講演)
昭和47年7月 6日~7日	行橋市市民会館	住民の日常的学習要求に応じる公民館体制の確立と今日的 役割を考え、また新しい地域社会(コミュニティ)形成の ための公民館活動のあり方を考える	明日を創る公民館の新路線(記念講演)
昭和48年 5 月 30日	福岡市立少年文化会館ホール	生活に根ざす公民館活動の創造と前進	生活に根ざす住民の教育要 求にこたえるための公民館 の役割(シンポジウム)
	昭和28年1月 昭和29年4月 昭和29年11月 昭和29年11月 昭和19日~22日 日和31年10月 昭19日~22日 日和31年10月 昭19日 和32年10月 昭19日 和32年10月 昭19日 和32年10月 昭19日 和35年10月 昭19日 和36年4日 日月 日本日 和37年4日 日月 日本日 和37年4日 日月 日本日 和38年6日 日月 日本日 和37年4日 日月 日本日 和38年6日 日月 日本日 和38年6日 日月 日本日 和38年6日 日月 日本日 和39年6月 月 日本日 和41年7日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本	昭和28年1月 県社会教育会館 昭和29年4月 八幡市 昭和29年1月 19日~20日月 19日~20日月 19日~20日月 21日~22日月 大牟田市中央公民館 昭和30年11月 21日~22日月 歴和31年10月 慶前市八屋中学校 昭和33年10月 19日 2日	昭和29年 1月

				The second secon	
大会	日 時	開催地	大 会 主 題	構成	全体討議テーマ
第22回	昭和49年6月6日	(八女市) 市町村会館	魅力ある公民館の創造と前進	実 践 発 表 対 面 討 議 全 体 討 議	住民にとって公民館とは何か
第23回	昭和50年6月1日	直方市民会館	豊かな地域づくりをめざす公民館 の役割	シンポジウム 講 演	コミュニティの形成と公民館 とれからの公民館経営
第24回	昭和51年6月3日	豊前市民会館	住民の生活を高めるための公民館 事業のあり方を考えよう	バネル討議	住民の求めに応ずる公民館事業の あり方 住民の生活を高めるための公民館 事業
第25回	昭和52年9月22日	北九州市 小倉南市民センター	住民の学習要求に応えるための公 民館のあり方を考える		これからの社会教育
第26回	昭和53年7月5日	太宰府勤労者 体育センター	地域住民の学習要求に応えるため の具体的な公民館のあり方を考え る		地域と社会教育
第27回	昭和54年7月3日	大川市文化センター	多様化する地域住民の学習要求に 応えるための公民館のあり方を考 える	250 5000	地域が育てる児童文化
第28回	昭和55年6月12日	中間体育文化センタ	地域住民の実際生活に即した公民館の在り方について	パネル討議 溝 演	地域住民の実際生活に即した公民館の在り方について
第29回	昭和56年 6月30日	行橋市民会館	公民館が果たすべき今日的意義と 役割を考える	シンポンウム (3) 講 演	青少年をとりまく諸問題に対処す る社会教育
第30回	昭和57年6月9日	北九州市小倉市民会館	住民が主体となる公民館の在り方 を考える		住民が主体となる公民館の在り方 を考える
第31回	昭和58年8月9日	福岡県立福岡勤労青 少年文化センター	「住民の実際生活に即した公民館の役割と機能を考える」 一今、公民館は地域住民とともに 何をしなければならないか一	分科会 (9) 講 演	「現代の青少年問題を考える」 - 思いやりのある社会づくりの ために -
第32回	昭和59年6月22日	甘木文化会館	生涯教育の視点に立った公民館経 営の在り方を考える	分科会(2)	ニューメディア時代を考える
第33回	昭和60年 6 月13日	飯塚文化センター	生涯教育推進の拠点になる公民館 のあり方を考える	分科会(8)講演	生涯教育の推進と公民館の役割
第34回	昭和61年 5 月30日	豊前市体育館	生涯学習を推進する公民館の役割 ・機能を考える	分科会(7)講演	生涯学習と放送
第35回	昭和62年8月6日	北九州市立 小倉市民会館	生涯学習を推進する公民館の役割 ・機能を考える	3	「豊かな心を育てる地域社会の役割」

地区别公民館職員研修会

	地区列公氏路職負制修云						
年度	地区数	地区名・開催地(期日)	年度	地区数	地区名・開催地(期日)		
44	4	(44年度より実施) 地区別公民館研修(11月) 福岡地区 前原町 (2/24) 筑後地区 久留米市 (1/21) 筑豊地区 直方市 (2/10) 京築地区 行橋市 (12/3)	56	6	福 岡 市 武雄市 (2/16~2/17) 北九州市 戸畑区 (1/28) 福岡地区 志免町 (2/24) 筑後地区 大牟田市 (3/2) 筑豊地区 飯塚市 (2/24) 京築地区 椎田町 (2/24)		
46	3	福岡地区 玄海町 (2/29) 筑豊地区 芦屋町 (3/6) 京築地区 豊前市 (11/17) 福岡地区 筑紫野市 (2/20)	57	6	福 岡 市 下関市 (2/7~2/8) 北九州市 戸畑区 (3/10) 福岡地区 二丈町 (2/17) 筑後地区 浮羽町 (2/23)		
47	5	北九州地区 北九州市 (2/16) 筑後地区 久留米市 (2/20) 筑豊地区 田川市 (3/6) 京築地区 豊津町 (11/30)	58	7	筑豊地区 鞍手町 (2/24) 京築地区 行橋市 (1/25) 福 岡 市 志賀島 (2/8~2/9) 北九州市 北九州ハイツ (3/1~3/2・3/8~3・9)		
48	6	福 岡 市 (3/12) 福岡地区 (3/24) 北九州市 (2/27) 筑豊地区 (2/6) 筑後地区 (3/20) 京築地区 (11/30)			福間 地区 福間 町 (2/9) 領豊地区 田川市 (2/21) 北筑後地区 南筑後地区 南筑後地区 市筑後地区 東京後地区 東京後地区 東京後地区 東京後地区 東京後地区 東京後地区 東京後地区 東京後地区 東京後地区 東京後地区		
49	5	福岡地区 二丈町 (10/4) 北九州地区 北九州市 (1/24) 筑後地区 久留米市 (2/13) 筑豊地区 直方市 (3/7) 京築地区 行橋市 (2/17)	59	7	福 岡 市 玄 海 町 (2/7~2/8) 北九州市 小倉北区 (11/29~11/30) 福岡地区 筑紫野市 (2/14) 筑豊地区 筑 穂 町 (2/15)		
50	5	福岡地区 宗像町 (10/28) 北九州地区 北九州市 (3/27·3/30) 筑後地区 久留米市 (3/12) 筑豊地区 水巻町 (3/9)			和		
51	5	京築地区 豊前市 (11/27) 福岡地区 太宰府町 (11/9) 北九州地区 北九州市 (1/26·2/9) 筑後地区 三潴町 (1/18) 筑豊地区 赤池町 (11/30) 京築地区 苅田町 (11/30)	60	7	北九州市 小倉北区 (2/4·2/18) 福岡地区 古賀町 (2/13) 筑豊地区 田川市 (2/25) 北後筑地区 南筑後地区 中間市 (1/22)		
52	5	福岡地区 新宮町 (12/16) 北九州市 戸畑区 (2/14・2/18) 筑後地区 久留米市 (1/18) 筑豊地区 顯田町 (12/1) 京築地区 吉富町 (11/24)	61	7	京 築 地 区 椎 田 町 (2/5) 福 岡 市 篠 栗 町 (2/4~2/5) 北九州市 小倉北区 (3/3·3/4) 福岡地区 前原町 (2/10) 筑豊地区 穂 波 町 (2/25)		
53	6	福 岡 市 山鹿市 (3/24~3/25) 北九州市 戸畑区 (1/23·1/30) 福岡地区 志摩町 (11/2) 筑後地区 大木町 (2/28) 筑豊地区 若宮町 (3/8)			北筑後地区 南筑後地区 北九州地区 鞍 手 町 (2/4) 京 築 地区 行 橋 市 (2/18) 北 九 州 市 小倉北区 (2/14)		
54	6	京築地区 行橋市 (12/1) 福 岡 市 佐賀県 (2/18~2/19) 北九州市 戸畑区 (2/22) 福岡地区 福間町 (10/26) 筑後地区 大刀洗町 (3/5) 筑豊地区 中間市 (2/26) 京築地区 豊前市 (11/27)	62	7	福 岡 市 前 原 町 (12/11~12/12) 福岡地区 宗 像 市 (2/10) 北九州地区 水 巻 町 (2/16) 北筑後地区 南筑後地区 筑 豊 地 区 香 春 町 (2/24) 京 築 地 区 豊 前 市 (11/17)		
55	6	福 岡 市 日田市 (2/19~2/20) 北九州市 小倉北区 (1/29) 福岡地区 大野城市 (1/23) 筑後地区 大和町 (3/3) 筑豊地区 田川市 (2/24) 京築地区 苅田町 (2/13)					

公民館職員県外研修

年度	研 修 地	人員	備	考
39	(39年度より実施) 兵庫県西宮市・鳥取県倉吉市	3 名	公民館職員等県外研修派遣 (40.2)	
40	大阪府貝塚市·大分県朝北町 兵庫県尼崎市·宮崎市	3	公民館職員等県外研修派遣 (41.2)	
41	大阪府	1	公民館職員等県外研修派遣 (42.2)	
42	国立社会教育研修所	2	公民館職員県外派遣 (42.9)	
43	国立社会教育研修所	1 3	県外研修派遣 (43.6) 県外研修派遣 (43.10)	
44	国立社会教育研修所	4	公民館主事の県外派遣 (44.10)	
45	国立社会教育研修所	1	公民館主事県外研修派遣 (45.6.11 ~ 24)	
46	国立社会教育研修所	1	公民館主事県外研修派遣 (46.9.22~10.6)	
47				
48				
49				
5.0				
51				
52				
53				
54	岐阜県・岡山県・鹿児島県	6	公民館職員国内研修 (54.11.26 ~30)	
55	三重県・愛媛県・宮崎県	7	公民館職員国内研修 (55.12.2~6)	
56	長野県松川町	5	公民館職員国内研修 (56.11.30~12.4)	
57	静岡県清水市	5	公民館職員国内研修 (57.12.6~10)	
58	石川県鶴来町	5	公民館職員国内研修 (58.11.28 ~ 12.2)	
59	西宮市 兵庫県 明石市 播磨町	5	公民館職員国内研修 (59.11.13 ~ 17)	
60	新庄町 奈良県 吉野町 生駒市	5	公民館職員国内研修 (60.11.26~30)	
61	愛知県 豊橋市 飛島村	5	公民館職員国内研修 (61.10.28~31)	
62	群馬県 前橋市 大泉町	5	公民館職員国内研修 (62.12.1~4)	

県内公民館設置数 (年次別)

7r #	本	館	/\ 64	=1.	類似施設
年度	中央館	地区館	分 館	計	(自治·町内公民館)
23				238	
24					
25	01			250	
26				260	
27					
28				361	
29	本館 233	校区 217	分館 2,735		A
30	本館(中央館・	地区館) 234	分館(校区・	部落) 2,733	
31	本館 178	支館 237	分館 3,323	(公立 2,229 類化	以施設 1,864)
32	本館 146	支館 233	分館 1,130		
33	本館 183	支館 182	分館 3,120	(類似施設を含む)	
34	本館 239	支館 106	分館 1,483	類似分館 2,	, 421
35	111	160	278		
36	105	177	278		
37	101	180		281	
38	102	183	285		3,992
39	102	183	300		4,007
40	102	196		298	
41	95	198		293	
42	97	192		289	
43	99	191		290	
44	99	194		293	
45	79	208		287	
46	75 20	167 32	〇内数は不具体	備施設数で外数	
47	85	204	l'	289	
48	90	209		299	
49	94	208		302	
50	94	233		327	
51	93	220		313	
52	94	228		322	
53	. 98	250		348	
54	98	250		348	
55	98	250		348	
56	92	264		356	3,863
57	92	264		356	
58	103	271	6	380	×
59	102	285	9	396	
60	104	287	10	401	
61	104	296	10	410	4,050
62	106	296	11	413	

文部大臣表彰の推移

年度	市	郡	名	公 民 館 名
23	浮	羽	郡	水縄村公民館(現田主丸町)
24	嘉	穂	郡	庄内村公民館 (現庄內町)
25	鞍	手	郡	宮田町公民館
26	朝	倉	郡	甘木町公民館(現甘木市)
27	田	Ш	郡	方城村公民館 (現方城町)
28	八	幡	市	八幡市公民館(現北九州市八幡区)
29	築	上	郡	友枝村公民館 (現大平村)
30	戸	畑	市	戸畑市中央公民館(現北九州市戸畑区)
31	Ξ	潴	郡	三潴町公民館
32	嘉	穂	郡	穂波町公民館
33	糸	島	郡	志摩村公民館(現志摩町)
34				該当なし
35				該当なし
36	築	上	郡	吉富町公民館
37				該当なし
38	朝	倉	郡	杷木町公民館
39	嘉	穂	郡	碓井町公民館
40	北九	」州	市	黒崎公民館
41				該当なし
42				該当なし
43	田	Ш	市	田川市中央公民館
44	筑	後	市	筑後市中央公民館
45	田	Ш	郡	添田町中央公民館
46				該当なし
47	大 野	城	市	大野城市中央公民館
48		E		該当なし
49	北九	州	市	大蔵公民館
50	八	女	市	八女市中央公民館
51	宗	像	郡	宗像町中央公民館 (現宗像市)
52				該当なし
53				該当なし
54	久 留	米	市	久留米市中央公民館
55				該当なし
56	北九	州	市	小倉北中央公民館
57				該当なし
58	北九	州	市	白銀公民館
59	北九	州	市	香月公民館
60				該当なし
61				該当なし
62				該当なし

県公連歴代会長 • 副会長名簿

年度	役	職	氏	名	
25	会 長		斉藤仙	斉藤仙太郎	
S	副名	長	石井	哲夫	
26	副会	長	林	克馬	
27	会	長	吉田	繁	
s	副会	長	石井	哲夫	
28	副名	長	林	克馬	
	会	長	吉田	繁	
29	副全	長	吉村	一夫	
121	副全	長	平田名	长次郎	
30	会	長	守田	道隆	
5	副全	長	森	武雄	
37	副全	長	柿原	種雄	
	会	長	守田	道隆	
38	副会	長	森	武雄	
	副会	長	三輪	修平	
39	会	長	守田	道隆	
5	副会	長	久原	忠夫	
40	副会	長	三輪	修平	
41	会	長	守田	道隆	
s	副会	長	春永	孚	
42	副会	長	亀谷	長栄	
43	会	長	守田	道隆	
5	副会	長	野原	正彦	
44	副会	長	亀谷	長栄	
	会	長	守田	道隆	
45	副会	長	野原	正彦	
	副全	長	坂田亀	色次郎	
	会	長	青山	了	
46	副会	長	野原	正彦	
	副会	長	坂田1	1 次郎	
47	会	長	青山	了	
5	副会	長	坂田1	1次郎	
48	副会	₹長		_	
	会	長	鑓水	速太	
49	副会	長		1次郎	
	副会	長	許斐	重隆	

年度	役	職	氏	名
	会	長	鑓水	速太
	副名	₹長	坂田	1次郎
50	副全	長	許斐	重隆
	副会	長	岩下	光弘
	会	長	鑓水	速太
51	副会	長	坂田氰	自次郎
31	副会	€長	井原	信一
	副会	長	渕上	雄幸
	会	長	鑓水	速太
52	副会	長	坂田賃	自次郎
32	副名	長	井原	信一
	副分	長	坂田石	下二夫
	会	長	鑓水	速太
53	副名	長	坂田賃	1次郎
	副名	長	中尾和	生兵衛
	会	長	鑓水	速太
54	副名	長	坂田館	也次郎
	副名	₹長	中尾和	· 兵衛
	会	長	鑓水	速太
55	副名	€長	坂田創	也次郎
	副名	€長	岡崎	隆三
	会	長	鑓水	速太
56	副名	長	岡崎	隆三
30	副名	長	井上	定之
	副名	長	原田	昇
	会	長	鑓水	速太
57	副名	長	井上	定之
31	副名	長	原田	昇
	副名	長	山中	募
	会	長	鑓水	速太
58 \$	副名	長	井上	定之
60	副名	長	原田	昇
	副名	長	中村美	寿太郎
	会	長	鑓水	速太
61	副名	長	原田	昇
		長	西尾	隆広
	副名	長	藤	國雄

年度	役	職	氏	名
	会	長	鑓水	速太
62	副会	長	原田	昇
02	副会	長	西尾	隆広
	副会	長	波田	誠次
63	会	長	鑓水	速太
	副会	長	原田	昇
	副会	長	波田	誠次
	副会	長	柏木記	成之助



アジア太平洋博覧会—福岡'89 ASIAN-PACIFIC EXPOSITION-FUKUOKA '89